

## Ⅱ 武蔵野市 第 5 期地域福祉計画

平成 30（2018）年度～平成 35（2023）年度

中間のまとめ（案）

# 目次

第1章 武蔵野市第5期地域福祉計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第2章 武蔵野市における地域福祉施策の状況	6
第1節 前計画の取組状況	6
第1項 支え合いの気持ちをつむぐ	6
第2項 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進	9
第3項 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	12
第4項 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	14
第2節 地域福祉に関するアンケート調査の結果	16
第1項 地域での暮らしについて	16
第2項 地域活動やボランティア活動への参加状況について	17
第3項 市が行っている事業について	18
第4項 生計や生活の困窮状況について	19
第5項 今後の福祉・保健のあり方について	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 基本理念、基本目標及び基本施策	21
第2節 第5期地域福祉計画施策体系図	22
第3節 基本施策と具体的取組み	24
基本施策1 市民の主体的な地域福祉活動の促進	24
基本施策2 安心・安全な暮らしを支える自助・共助・公助の連携	29
基本施策3 生活困窮者への支援	38
基本施策4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進	41
基本施策5 サービスの担い手の確保	43
第4章 計画の推進と見直し	46
第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進	46
第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表	46
第3節 次期計画の策定	46
資料集	47
資料1 武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の報告【概要版】	48
資料2 武蔵野市第3期健康福祉総合計画の策定に向けた「地域福祉団体等ヒアリング」報告	57

## 第1章 武蔵野市第5期地域福祉計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景

- 平成12（2000）年の社会福祉法の制定時に、各市町村には地域福祉の推進が位置づけられ、地域福祉計画の策定が新たに規定されました。
- その後、日本の社会では少子高齢化等の進行に加え、子育てや医療・介護・年金への不安、格差の拡大、社会的つながりの希薄化など、暮らしに関わる不安やリスクが拡大してきました。
- このような状況を受けて、国は平成22（2010）年に高齢者の孤立防止対策について、また平成26（2014）年には生活困窮者自立支援の対策について、それぞれ各自治体に対し地域福祉計画等で対応するよう求めてきました。
- さらに、平成30（2018）年4月には、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（以下「地域共生社会」という。）の実現をめざす一環として、改正社会福祉法が施行されることとなっています。
- このうち、改正社会福祉法第106条の3第1項では、市町村に対して包括的な支援体制の整備の努力も求めており、その一環として地域福祉活動への住民参加の促進の支援、地域住民等の交流拠点の整備、住民による地域福祉推進の環境整備等、住民が担い手となる活動の支援や環境整備について明記しています。
- 武蔵野市（以下「本市」という。）では、平成4（1992）年に第1期地域福祉計画を策定し、平成18（2006）年策定の第3期計画以降は6年ごとに見直しを進めてきました（図表2-1-1参照）。
- また、平成18（2006）年に地域福祉計画を含めた健康福祉総合計画を策定し、健康・福祉分野の個別計画の総合的な推進を進めてきました。
- さらに、平成24（2012）年に策定した第2期健康福祉総合計画では「地域リハビリテーション」の理念である「すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援」を行うことができる仕組みづくりを進めてきました。これは、社会保障制度改革の一環として国が提示した「地域共生社会」、そしてまた改正社会福祉法が求める包括的な支援体制の整備を先取りした取り組みとなっています。
- これらを受け、第3期健康福祉総合計画の基本理念である「地域リハビリテーション」のもと、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、第5期地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

図表 2-1-1 武蔵野市地域福祉計画策定のあゆみ

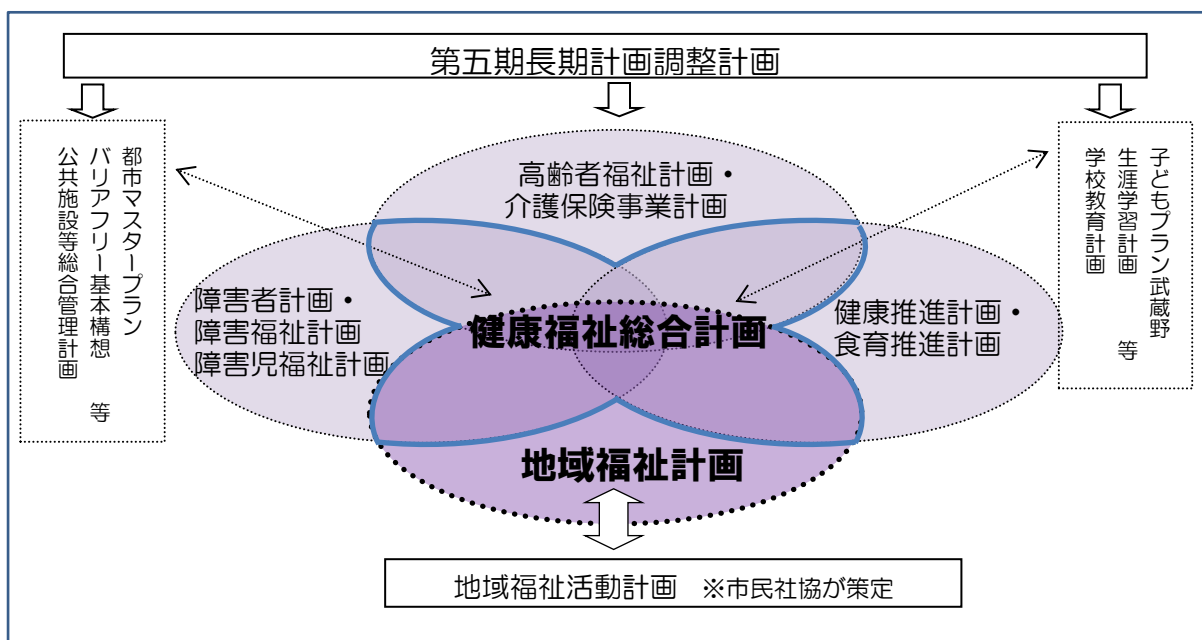
地域福祉計画	計画期間	主な法令・国の計画等	市の主な健康福祉分野施策等
第1期	平成4(1992)年～ 平成13(2001)年 【10年間】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ゴールドプラン (1994年～1999年)</li> <li>・社会福祉法施行 (2000年)</li> <li>・介護保険法施行 (2000年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社協の発足 (1995年)</li> <li>・テンミリオンハウス川路さん ち開設 (1999年)</li> <li>・高齢者福祉総合条例施行 (2000年)</li> <li>・レモンキャブ事業実施 (2000年本格実施)</li> </ul>
第2期	平成14(2002)年～ 平成17(2005)年 【4年間】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア活カアップ推進事業実 施 (2002年)</li> <li>・いきいき生活推進事業実施 (2002年)</li> </ul>
第3期 (第1期福祉 総合計画)	平成18(2006)年～ 平成23(2011)年 【6年間】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法施行 (2006年)</li> <li>・高齢者虐待防止法施行 (2006年)</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律 施行 (2006年)</li> <li>・自殺対策基本法施行 (2006年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者対策事業 (2007年)</li> </ul>
第4期 (第2期健康 福祉総合計 画)	平成24(2012)年～ 平成29(2017)年 【6年間】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法施行 (2013年)</li> <li>・災害対策基本法改正 (2013年)</li> <li>・生活困窮者自立支援法施行 (2015年)</li> <li>・介護保険法改正 (2015年)</li> <li>・障害者差別解消法施行 (2016年)</li> <li>・成年後見制度の利用の促進に 関する法律施行 (2016年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動支援体制開始 (2015年)</li> <li>・総合事業開始～認定ヘルパー 制度、在宅医療・介護連携推 進事業 (2015年)</li> <li>・シニア支え合いポイント制度 施行実施 (2016年)</li> </ul>
第5期 (第3期健康 福祉総合計 画)	平成30(2018)年～ 平成35(2023)年 【6年間】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法改正 (2018年)</li> <li>・介護保険制度改正(2018年)</li> <li>・生活困窮者自立支援法改正 (2018年)</li> </ul>	

## 第2節 計画の位置づけ

本市における行政計画の体系では、第五期長期計画が最上位に位置づけられる計画であり、長期計画の実現のために個別の分野別計画が策定されています。健康福祉分野においては、その基本となる計画として健康福祉総合計画があり、本計画はその中の地域福祉分野施策の推進を担う計画として位置づけられています。

なお、本計画と同時に策定された第3期健康福祉総合計画は、本計画を含めた健康福祉分野の個別計画のエッセンスとして重点的な取組みを定めたもので、健康福祉分野の各個別計画の上位計画にあたります。このことから、第3期健康福祉総合計画は、改正社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画の役割を包含する計画として位置づけられます。

図表 2-1-2 武蔵野市第3期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ

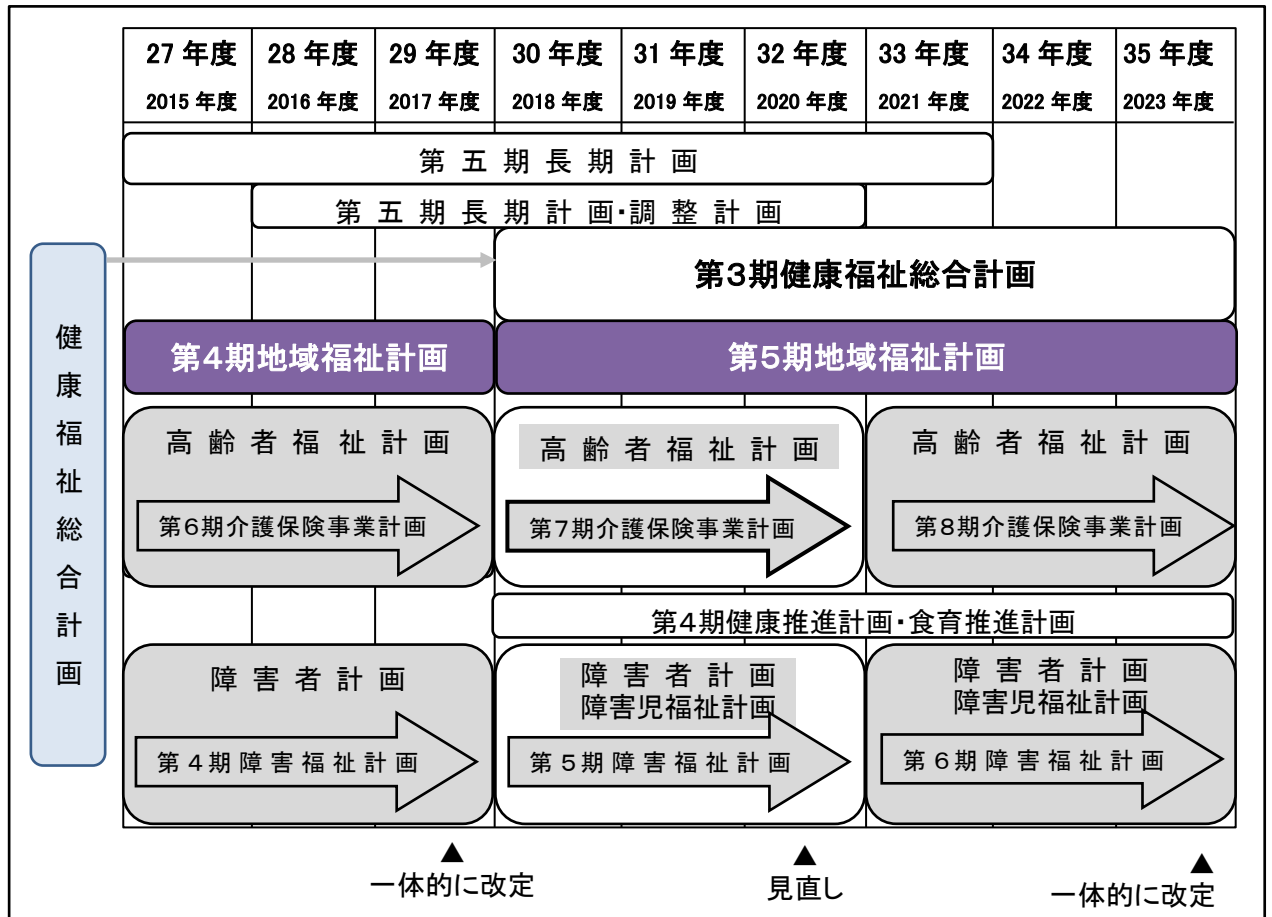


※「地域福祉活動計画」は、武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動推進協議会（以下「地域社協（福祉の会）」という。）等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視野に立った地域福祉施策を考える観点から、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度）までの6年間とします。

図表2-1-3 計画の期間



## 第2章 武蔵野市における地域福祉施策の状況

### 第1節 前計画の取組状況

全計画期間中（平成24（2012）年度から平成29（2017）年度においては、以下の施策に取り組んできました。

#### 第1項 支え合いの気持ちをつむぐ

##### （1） 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発

- 認知症サポーター養成講座を実施し、平成24（2012）年度からの5年間で合計9,353人を養成しました。また、小中学生向けには、市民社協に設置された「ふれあい福祉学習委員会」が出前講座を行いました。また障害者への理解を深めるための心のバリアフリー講座を実施し、平成24（2012）年度からの5年間で5,722人が参加しました。

図表 2-2-1 認知症サポーター講座の実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
養成人数(人)	2,006	1,410	1,603	2,360	1,974	9,353
うち小中学生(人)	632	541	699	963	987	3,822
実施回数(回)	26	70	53	62	55	266

図表 2-2-2 心のバリアフリー講座の実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
参加人数(人)	797	944	1,391	1,582	1,008	5,722
実施回数	17	17	27	19	13	93
参加団体数	10	9	13	9	6	48

##### （2） 市民が主体となる地域福祉活動の推進

- 障害者団体やボランティア団体等の活動支援のため、ボランティア講習会を実施し、平成24（2012）年度からの5年間で759人が参加しました。

図表 2-2-3 ボランティア育成講習会の実績

講習会名(人)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
参加人数(人)	138	133	168	143	177	759
講座数	11	11	12	11	12	57

- 様々な「場」づくりの支援では、平成28（2016）年度より、介護予防に資する活動を行う住民の団体に対して補助を行う「いきいきサロン事業」を実施し、わずか1年足らずの間に17か所のサロンが活動を開始しました。



- また、地域での見守りが必要な高齢者等の生活を総合的に支える「テンミリオンハウス事業」については、8か所目となる「ふらっと・きたまち」が吉祥寺北町に開設されました。

図表 2-2-4 武蔵野市いきいきサロン事業 平成 28 (2016) 年度実施状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	24	23	27	29	40	42	41	46	51	323
市内人数	475	415	522	571	581	624	597	683	781	5,249
市外人数	6	13	1	15	18	16	16	19	21	125
スタッフ	119	111	107	116	134	166	164	159	165	1,241
その他	29	41	50	78	54	93	58	84	89	576
多世代交流(回数)	3	4	1	3	2	3	2	1	2	21
多世代交流(人数)	6	10	3	32	11	57	16	76	11	222

図表 2-2-5 武蔵野市テンミリオンハウス事業 年間延べ利用者数の推移 (単位: 人)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
35,062	36,270	38,553

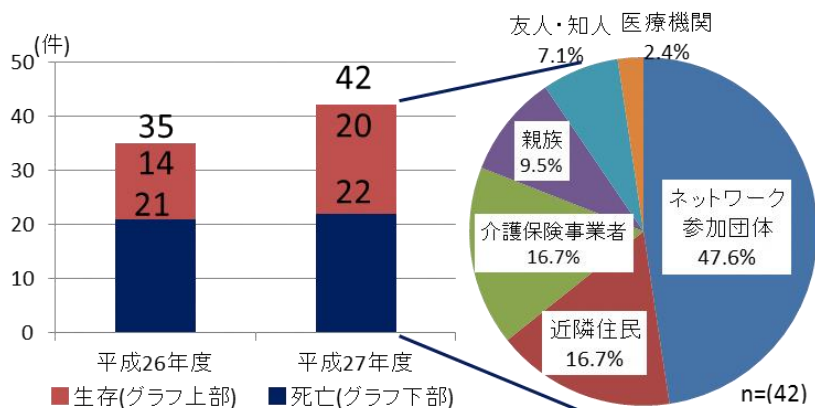
### (3) 地域の人とのつながりづくり

- 平成 24 (2012) 年度に「孤立防止ネットワーク連絡会議」(平成 27 (2015) 年度)に「見守り・孤立予防ネットワーク連絡協議会」に改称)を設置し、住宅供給系事業者、ライフラインサービス提供事業者、警察・消防等関係機関による住民の異変の早期発見・早期対応のための連携体制を強化しました。

図表 2-2-6 見守り・孤立予防ネットワーク連絡協議会参加団体数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加団体数	13	14	17	23	27
内、協定締結団体数	1	6	9	15	19

図表 2-2-7 見守り・孤立防止ネットワークを通じた安否確認対応及び報告件数  
(生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課)



#### (4) 災害時要援護者対策及び避難支援体制づくりの推進

- 平成 25（2013）年の災害対策基本法改正に伴い、各自治体には災害時発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に必要な方を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が求められたことから、本市においても地域防災計画に基づき、同名簿を作成して市及び各避難所において保管し、名簿登載者に対して個別に通知を発送しました。
- また、地域での個人情報保護と災害弱者救済を両立させるガイドラインとして、災害時要援護者対策事業の支援者標準マニュアルを改訂し、事業に関わる民生委員、地域社協（福祉の会）、支援者への周知を行いました。
- 避難所運営組織、シルバー人材センター、市民安全パトロール隊及び防災推進委員に対し、避難支援体制についての説明及びコーディネーターの指定を完了しました。

図表 2-2-8 各避難所における名簿登載者数（平成 28（2016）年度作成分）

避難所		避難行動要支援者数内訳(人)		
		未同意の避難行動 要支援者数	災害時要援護者数	合計(人)
1	第一小学校	97	11	108
2	第二小学校	59	18	77
3	第三小学校	156	37	193
4	第四小学校	91	38	129
5	第五小学校	175	55	230
6	大野田小学校	184	68	252
7	境南小学校	212	67	279
8	本宿小学校	60	27	87
9	千川小学校	94	42	136
10	井之頭小学校	144	42	186
11	関前南小学校	113	27	140
12	桜野小学校	74	13	87
13	第一中学校	160	51	211
14	第二中学校	111	39	150
15	第三中学校	129	49	175
16	第四中学校	60	18	78
17	第五中学校	66	19	83
18	第六中学校	71	20	91
19	都立武蔵高校	48	10	58
20	都立武蔵野北高	64	43	107
合計		2,168	694	2,862

## 第2項 誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる仕組みづくりの推進

### (1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進

- 平成24(2012)年度に「地域リハビリテーション推進協議会」を立ち上げ、保健・医療・福祉・教育などのサービスや地域福祉活動による支援が相互に連携して機能する体制を整える検討・調整を行いました。
- さらに同協議会の分野別会議として、実務者同士の協議による保健・医療・福祉の連携を図るため、「在宅支援連絡会」を設置しました。
- 平成27(2016)年度には「健康福祉総合計画推進会議」と「地域リハビリテーション推進協議会」を統合した「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」を設置し、健康福祉総合計画の進捗管理を行う機能を付しました。さらに、「在宅支援連絡会」を在宅医療・介護連携推進事業の協議の場として「在宅医療・介護連携推進協議会」にリニューアルしました。

### (2) 権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進

- 財団法人武蔵野市福祉公社を本市の成年後見制度推進機関とし、他機関との連携のもと、成年後見制度の相談や申立支援を行いました。

図表 2-2-9 武蔵野市福祉公社の成年後見事業利用者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規	11	23	11	15	52
終結	5	8	9	9	13
年度未受任	51	66	68	74	113

- 市民後見人の育成のため、平成27(2015)年度から7市社協・福祉公社（推進機関）合同後見人候補者養成事業を、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市と合同で実施しました。

図表 2-2-10 市民後見人養成事業

	東京都養成事業			7市社協・福祉公社合同後見人候補者養成事業	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
養成研修実施回数			1	1	1
講座受講者数	3	4	1	3	2
市民後見人登録者数			1	2	1

### (3) 生活困窮者への支援

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27(2015)年4月より生活困窮者自立支援事業に取り組みました。生活福祉課において、従来からの生活保護相談に生活困窮者相談を加え、生活保護を含めた生活困窮者全般の総合相談窓口を設置しました。

- 生活困窮者自立支援事業は、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の支給、さらに任意事業の就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を加えた4事業により開始しました。
- 平成28（2016）年3月より、フードバンク事業（※）を実施する団体から生活困窮者への食糧支援の取次ぎを開始しました。  
（※）品質に問題がないにもかかわらず、賞味期限が近いなどの理由から市場に流通できなくなった食品を企業等から寄付を受け、食に困っている人へ無償で提供する事業

図表 2-2-11 生活困窮に関する総合相談実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活困窮相談件数				258	322
生活保護相談件数	689	550	542	628	632
合計	689	550	542	886	954
相談実件数	689	550	542	793	825

※「生活困窮相談」と「生活保護相談」を同時に行った場合は、それぞれに計上している。

図表 2-2-12 生活困窮者自立支援事業による支援実績

	平成 27 年度	平成 28 年度
自立相談支援事業新規利用件数	66	114
住居確保給付金支給事業 新規支給決定件数	16	19
就労準備支援事業実利用者数	2	13
学習支援事業実利用者数	9	11
（参考）フードバンク事業（取次ぎ）新規依頼件数	8	66

### 自立相談支援事業

- 対 象 経済的に困窮しており、生活費や仕事等の困りごとや不安を抱えている方。
- 主な内容 相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施。

### 住居確保給付金

- 対 象 65歳未満で、離職後2年を経過しておらず、経済的に困窮し、住宅喪失またはそのおそれがある方。そのほか、ハローワークでの求職活動などの要件あり。
- 主な内容 3か月を原則として、家賃相当額を支給（上限額あり）。ただし、入居契約の初期費用（敷金・礼金などの転宅資金）は対象外。

### 就労準備支援事業

- 対 象 65歳未満で、「社会との関わりに不安がある」「長期間就労をしていない」など、すぐに就労が困難な方。
- 主要内容 1年以内の期限で、①～③のうち必要な支援。①生活習慣形成のための指導・訓練、②就労の前段階として必要な社会的能力の習得、③事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得などの支援。

### 学習支援事業

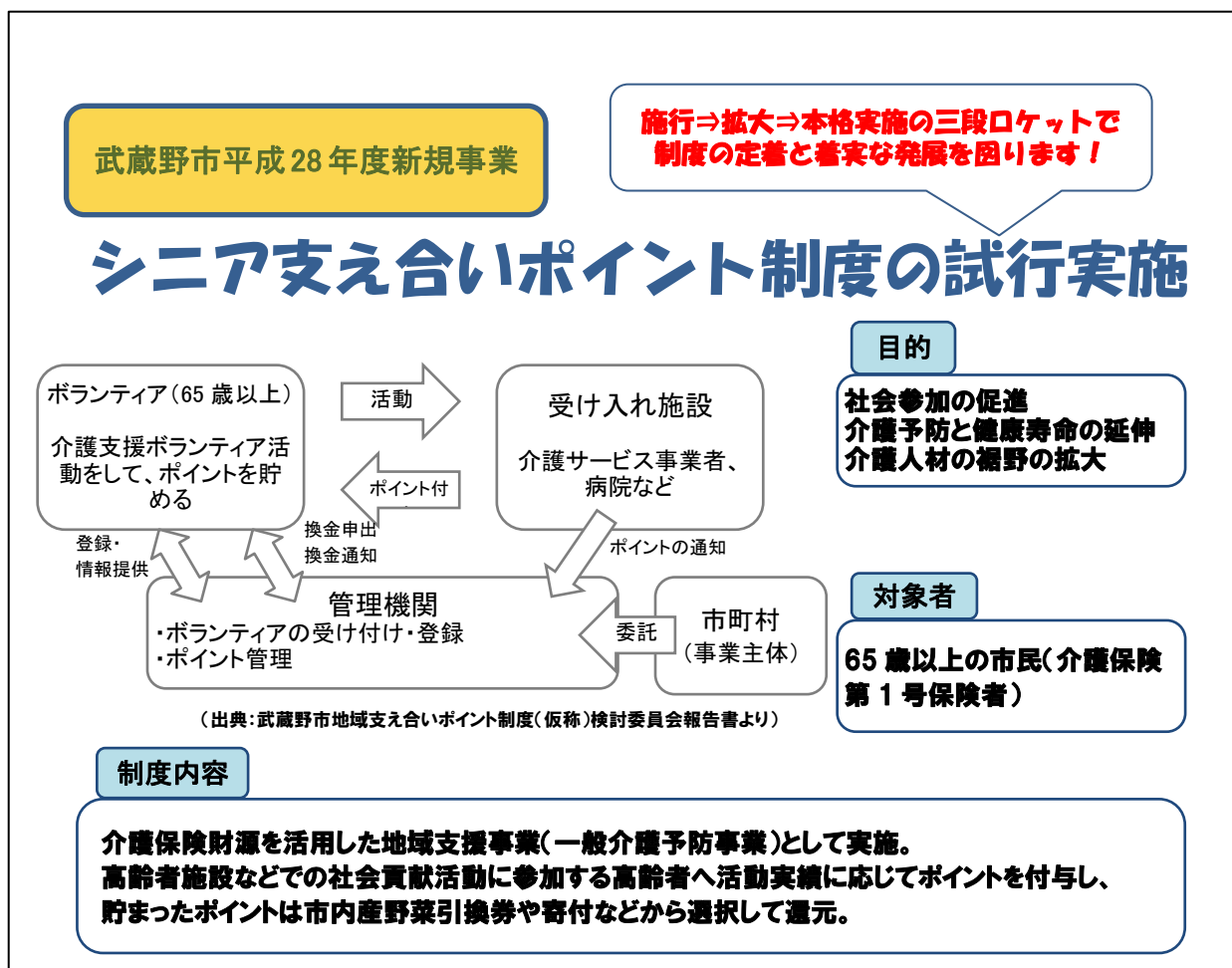
- 対 象 経済的に困窮する家庭で、学習支援が必要な小学校3年生～中学生。
- 主要内容 国語・算数（数学）・英語の3教科の補習。吉祥寺・中町・桜堤の3会場で実施。

### 第3項 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

#### (1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

- 平成28(2016)年10月から「シニア支え合いポイント制度」を試行的に実施し、開始6か月間で177人の市民がシニア支え合いサポーターとして登録されました。
- 平成29(2017)年3月には、制度における情報共有及び課題の整理を行う目的として「武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会」を設置いたしました。

図表 2-2-13 シニア支え合いポイント制度のしくみ



図表 2-2-14 シニア支え合いサポーター活動実績（平成 28（2016）年度）

施設・団体名	実施日数	実人数	付与ポイント
さくらえん	62	7	168
あんず苑	109	10	205
ケアコート武蔵野	29	5	102
親の家	88	9	379
ハウスグリーンパーク	17	3	34
北町高齢者センター	117	33	1,231
吉祥寺ナーシングホーム	29	4	82
吉西福祉の会	14	9	94
西久保福祉の会	6	3	34
	合計	83	2,329

- 当事者の支援及び普及・啓発を通じた当事者の家族に対する支援を目的とした引きこもりサポート事業を展開し、平成 24（2012）年度からの5年間で家族セミナー 35 回を実施し、延べ 937 人が参加、市民向けフォーラムは 10 回実施し、延べ 679 人が参加しました。

図表 2-2-15 ひきこもりサポート事業実績

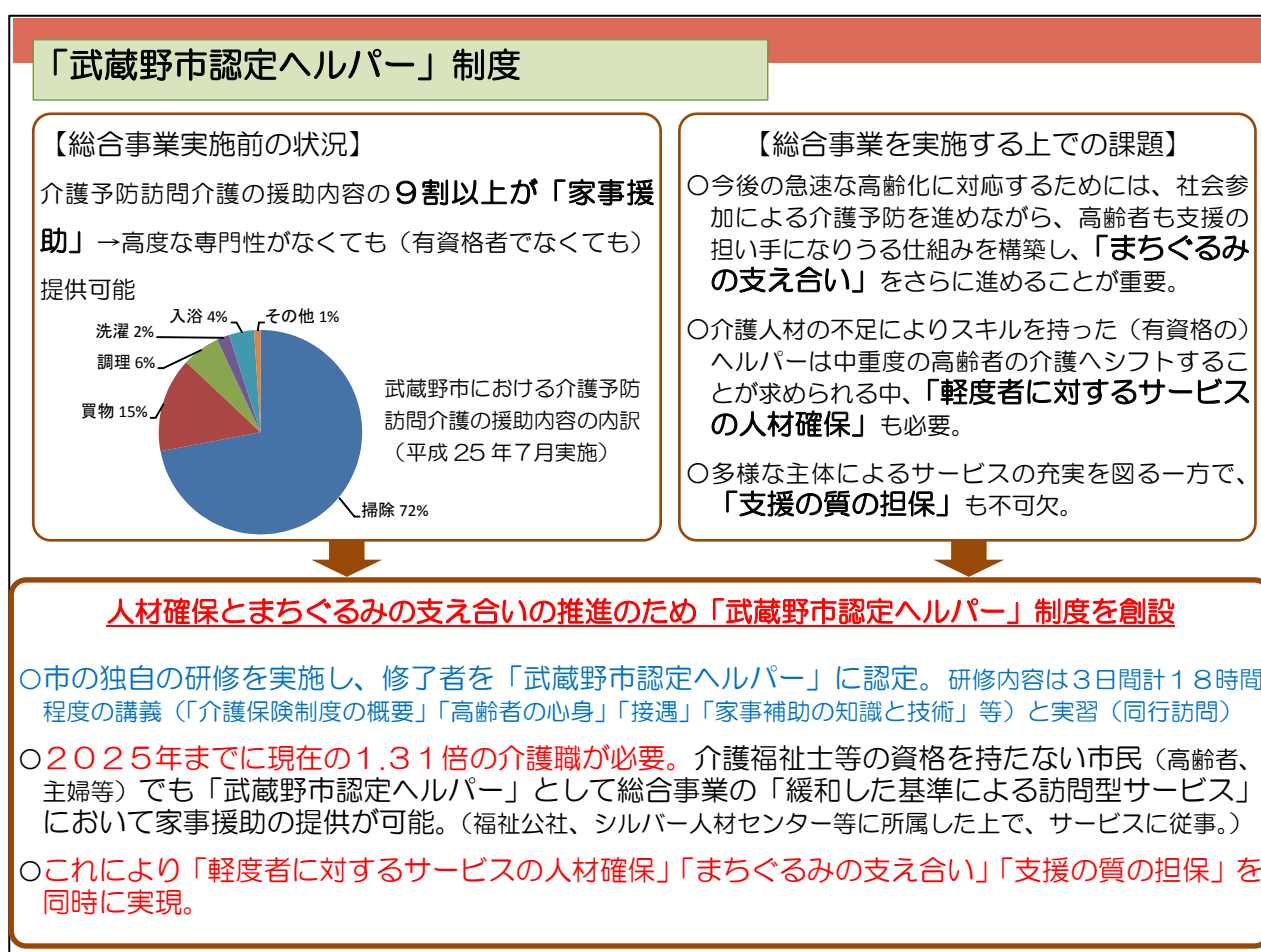
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合計
家族セミナー	参加者数(人)	161	245	204	166	161	937
	実施回数(回)	7	7	7	7	7	35
フォーラム	参加者数(人)	109	127	142	153	148	679
	実施回数(回)	2	2	2	2	2	10

## 第4項 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

### (1) サービスの質の向上

- 福祉人材の育成として、初任者研修受講後、市内の事業者に継続して勤めた方に受講料5万円のうち4万円をキャッシュバックする制度を設けました。また、医療知識や介護保険制度に関する研修を実施し、福祉人材の質の向上を図りました。
- 精神障害者の地域生活支援への理解を深めるため「精神保健福祉研修」を年4回の頻度で実施しました。
- 平成27（2015）年度から、介護予防・日常生活支援総合事業において、市独自の研修修了者に対して、家事援助を提供する「武蔵野市認定ヘルパー」として認定しました。

図表 2-2-16 「武蔵野市認定ヘルパー」制度



図表 2-2-17 武蔵野市認定ヘルパー認定者数

	平成27年度	平成28年度
認定者数	71	26
事業所登録者数	57	20



## (2) サービス基盤の整備

- 平成 23 (2011) 年4月策定の「武蔵野市バリアフリー基本構想」において、3 駅周辺地域を重点整備地とし、市域のバリアフリー化の推進を図りました。
- 平成 27 (2015) 年度に『武蔵野市お出かけサポートマップ 2016』を発行しました。マップ作成に当たっては、地域自立支援協議会当事者部会の意見を取り入れ、「トイレ・バスルート・バス停マップ」及び「やさしさマップ」の2種類の地図を掲載しました。

図表 2-2-18 お出かけサポートマップ



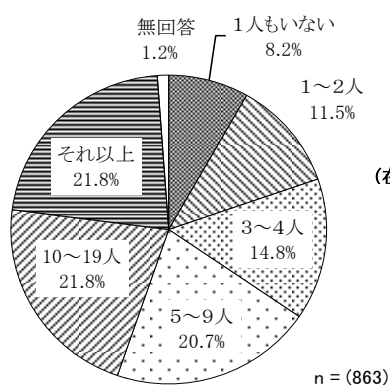
## 第2節 地域福祉に関するアンケート調査の結果

計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民の意識、ニーズ、実態を把握することを目的に「武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。主な結果は、以下のとおりです。

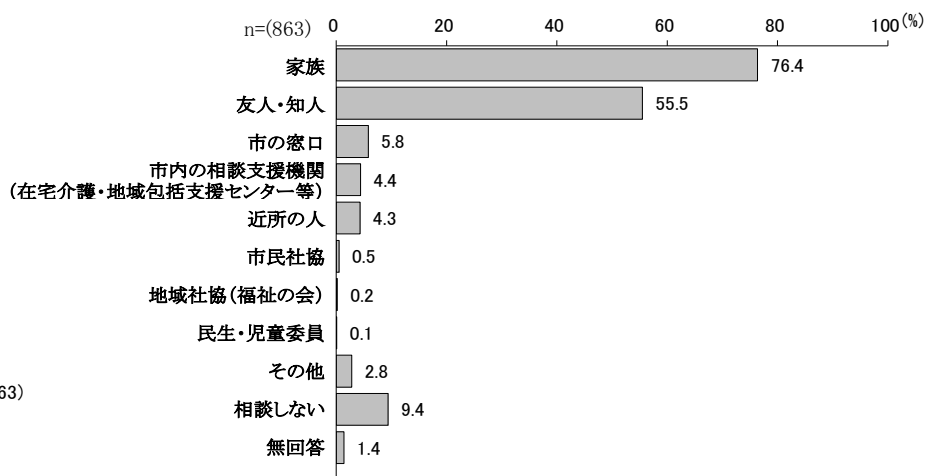
### 第1項 地域での暮らしについて

- 地域における顔見知りの人数については、「1人もいない」人が8.2%、「1～2人」人が11.5%となっています。
- 日常生活の悩みや不安の相談相手では「家族」が75.4%、「友人・知人」が55.5%と多くなっており、一方「相談しない」が8.4%となっています。

図表 2-2-19 地域での顔見知りの人数

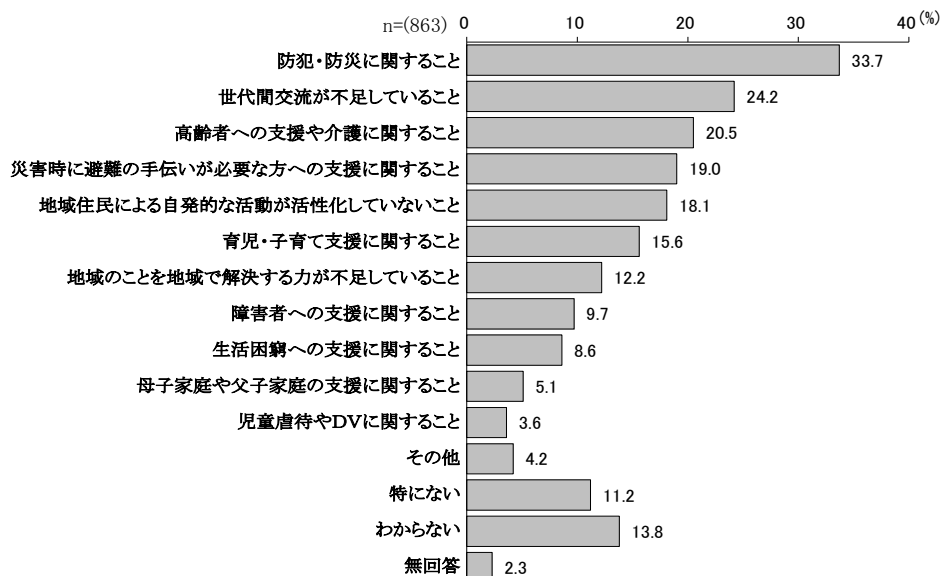


図表 2-2-20 日常生活の悩みや不安の相談



- 地域の課題に関しては、「防犯・防災に関すること」の33.7%が最も多く、次いで「世代間交流が不足していること」が24.2%で多くなっています。

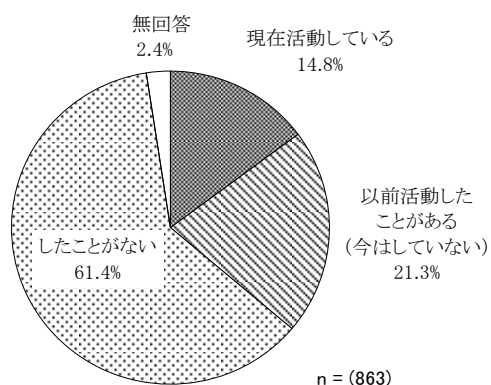
図表 2-2-21 地域の課題



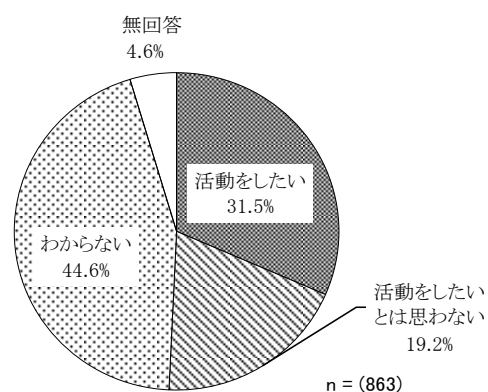
## 第2項 地域活動やボランティア活動への参加状況について

- 地域活動やボランティア活動への参加状況では、「したことがない」と答えた人が61.4%となっています。
- 地域活動やボランティア活動への参加意向では「活動をしたい」と答えた人が31.5%となっており、一方で、「活動をしたいとは思わない」と答えた人は19.2%となっています。

図表 2-2-22 地域活動やボランティア活動への参加状況

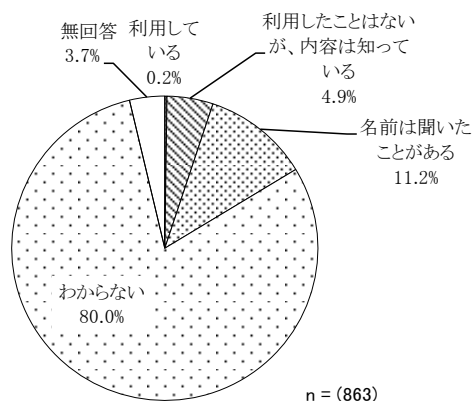


図表 2-2-23 地域活動やボランティア活動への参加意向

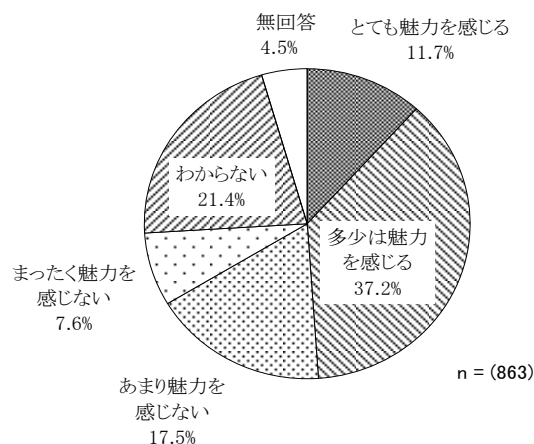


- 平成 28 (2016) 年度から試行的実施している「シニア支え合いポイント制度」の認知率は初年度の時点で 16.3%となっています。
- 「シニア支え合いポイント制度」のように、ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度について、魅力を感じる人は「とても」「多少は」を合わせて 48.9%となっています。

図表 2-2-24 シニア支え合いポイント制度の認知率



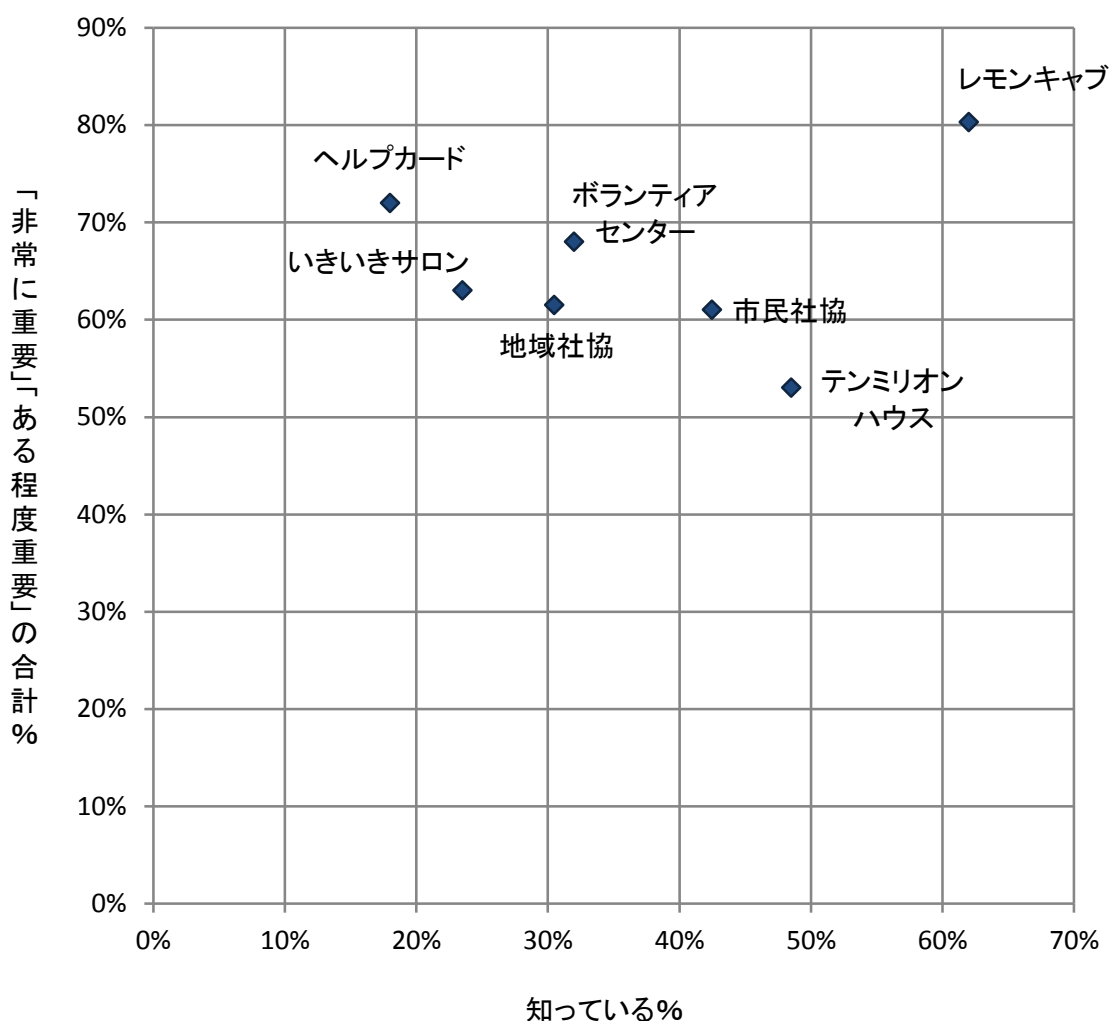
図表 2-2-25 ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力



### 第3項 市が行っている事業について

- 市内の施設・事業等の認知率では、「レモンキャブ」が61.4%で最も高く、以下、「テンミリオンハウス」(48.8%)、「市民社協」(42.7%)の順となっています。
- 「レモンキャブ」については、『重要』と思う人が80.3%と多くなっています。
- 「ヘルプカード」や「いきいきサロン」は認知率こそ低いものの、『重要』と思う人は60%以上と多くなっています。

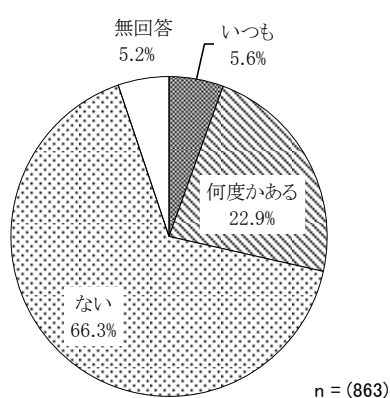
図表 2-2-26 市が行っている事業の認知率と重要度



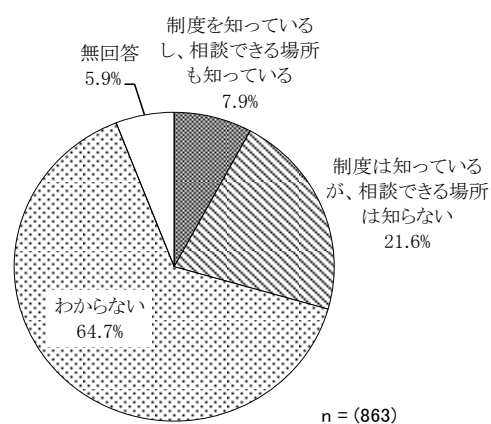
#### 第4項 生計や生活の困窮状況について

- 生活費に困った経験は、「いつも」が5.6%、「何度かある」が22.9%となっており、合わせて28.5%が生活費に困った経験があります。
- 「生活困窮者自立支援制度」や生活困窮に関する相談場所の認知状況では、「制度を知っているし、相談できる場所も知っている」が7.9%、「制度は知っているが、相談できる場所は知らない」が21.6%となっています。

図表 2-2-27 生活費に困った経験



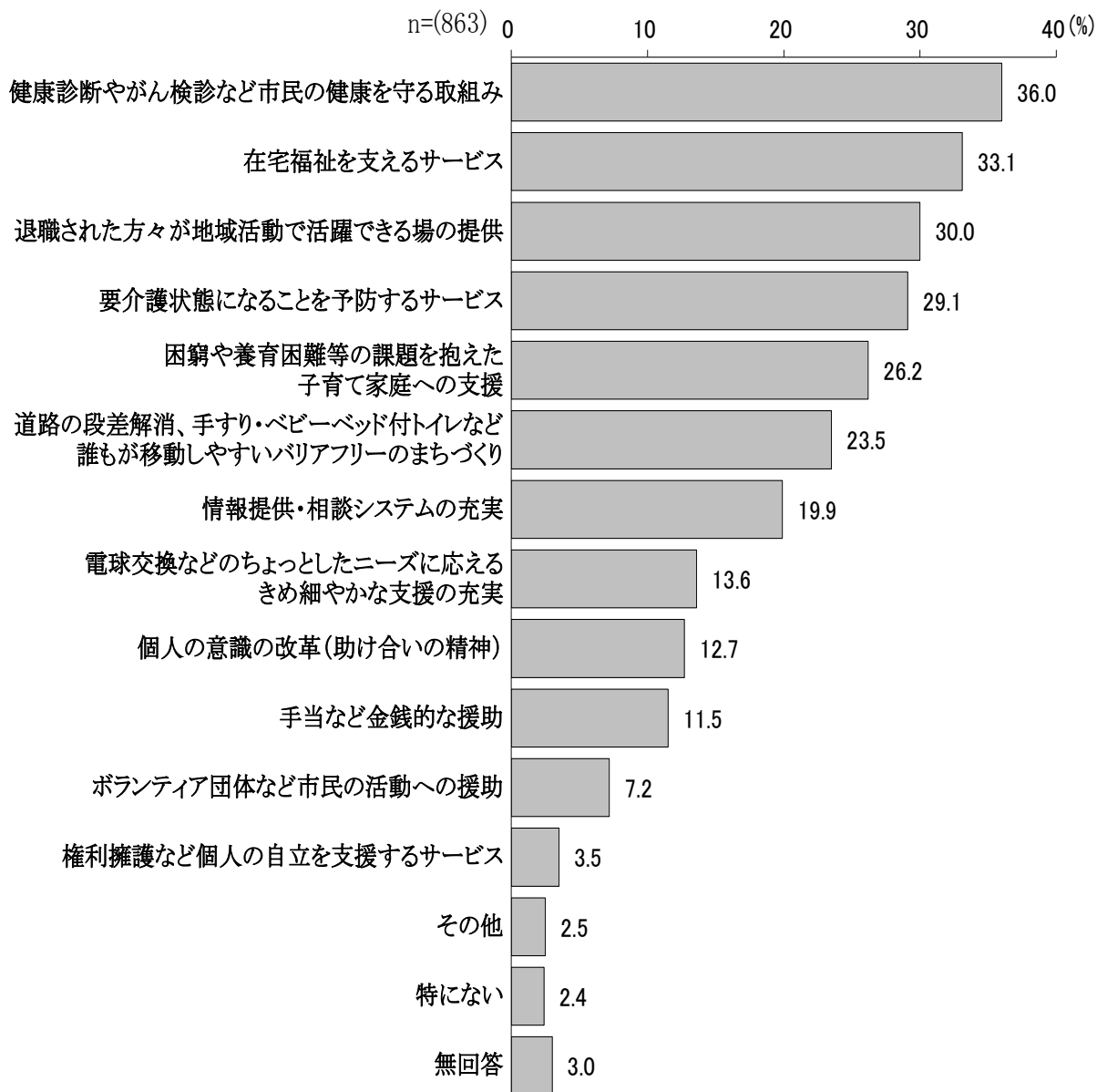
図表 2-2-28 「生活困窮者自立支援制度」や生活困窮に関する相談場所の認知状況



## 第5項 今後の福祉・保健のあり方について

- 重点を置くべき福祉・保健施策の上位として「健康診断やがん検診など市民の健康を守る取組み」が36.0%、「在宅福祉を支えるサービス」が33.1%、「退職された方々が地域活動で活躍できる場の提供」が30.0%となっています。

図表 2-2-29 重点を置くべき福祉・保健施策



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念、基本目標及び基本施策

第5期地域福祉計画では、これまでどおり「地域リハビリテーション」\*を基本理念として継承し、すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるような取り組みを進めるため、基本目標、基本施策を次のように掲げます。

#### <基本目標>

ひとりひとりが つながる

支え合いのまち

基本目標である「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて、地域における互助・共助力を高めていくため、次の5つを基本施策として位置づけます。

#### <基本施策>

- 1 市民の主体的な地域福祉活動の促進
- 2 安心・安全な暮らしを支える自助・共助・公助の連携
- 3 生活困窮者への支援
- 4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進
- 5 サービスの担い手の確保

※ 地域リハビリテーションの理念とは

「すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援」をいいます。

## 第2節 第5期地域福祉計画施策体系図

武蔵野市第5期長期計画 基本施策	武蔵野市第5期地域福祉計画 基本施策	
支え合いの気持ちをつむぐ	1	市民の主体的な地域福祉活動の促進
誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる 仕組みづくりの推進	2	安心・安全な暮らしを支える自助・共助・公助 の連携
誰もが地域でいきいきと輝けるステージ作り	3	生活困窮者への支援
住み慣れた地域で生活を継続するための 基盤整備	4	誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進
	5	サービスの担い手の確保



通し 番号	個別施策		掲載 ページ
1	拡充	地域社協(福祉の会)をはじめとする地域福祉関係団体への活動支援の充実	25
2		市民社協等財政援助出資団体との連携強化	25
3		障害者団体やボランティア団体の活動支援の充実	25
4	拡充	シニア支え合いポイント制度の拡大・本格実施	26
5		地域福祉コーディネーター(仮称)設置の検討	27
6		民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援の充実	28
7		心のバリアフリー事業の推進	28
8		ボランティア学習・福祉学習の推進	28
9		地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進	29
10		見守り・孤立予防の強化	29
11		ひとり暮らし高齢者の孤立予防	29
12	新規	地方再犯防止推進計画策定の検討	32
13	拡充	安否確認及び避難支援体制づくりの推進	32
14	拡充	福祉避難所の充実	33
15		権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進	35
16	新規	成年後見利用促進基本計画策定の検討	35
17		虐待防止の推進	35
18		健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議による課題解決のためのネットワークの強化	37
19		在宅医療・介護連携推進事業による多職種連携の強化	37
20		バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	37
21		生活困窮者を早期に発見し支援するための広報活動及び市内・市外のネットワークの充実	40
22	新規	生活困窮者の経済的自立を支援する家計相談支援事業の実施の検討	40
23	拡充	貧困の連鎖を防止する子どもの学習支援事業等の対象者拡充の検討	40
24		キャリア活用による社会貢献活動の推進	42
25		様々な「場」(活動、機会など)づくりの支援	42
26	新規	地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)の設置	45
27		福祉人材の確保と育成	45
28	新規	社会福祉法人への連携・支援の充実	45

### 第3節 基本施策と具体的取組み

ここからは、計画期間における基本施策と具体的な取組みについて記載します。

## 1

### 市民の主体的な地域福祉活動の促進

#### 基本的方向性

- ・市民主体の地域福祉活動を推進します。
- ・自発的・主体的な地域福祉活動の拡大に向けて住民参加を促進します。

- 地域福祉に関するアンケート調査結果（以下「アンケート調査結果」という。）によると、地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」方が6割を超える一方、参加意向においては、「活動をしたい」が3割強となっており、現在、活動していない方の中にも、地域活動・ボランティアに参加意欲のある方が少なくないことが見込まれます。
- 平成 28（2016）年度に新規事業として開始した「いきいきサロン事業」（近所・支え合い・健康づくりの場を運営する住民の団体に対して市が補助金を交付）では、わずか1年足らずの間に17か所ものサロンが設置されたことから、地域福祉活動における潜在的な担い手は少なくないことが見込まれます。
- 他方、市内には、市民が安心して住めるまちづくりを目指す住民組織「地域福祉活動推進協議会」（以下「地域社協（福祉の会）」という。）が平成7（1995）年に設立されており、現在では13の地域社協（福祉の会）が地域の様々な支え合い活動を展開しています。
- 地域社協（福祉の会）は、災害時要援護者の安否確認、シニア支え合いポイント制度の協力団体など、本市の施策の重要な役割を担っており、武蔵野市民社会福祉協議会（以下「市民社協」という。）を通して活動の支援を行っています。しかし、活動を行う担い手が不足しているという深刻な問題も抱えています。
- 市民社協は、様々な分野で地域活動に参加する市民の連携を支え、市民目線で地域の生活課題を吸い上げ、解決する仕組みづくりの役割を担っています。
- また、市民社協は、テンミリオンハウス起業運営支援事業、地域活動支援事業など本市の福祉分野における重要な施策を受託しています。
- さらにボランティア・地域福祉活動助成事業、お父さんお帰りのさいパーティ・お父さんお帰りのさいサロンを実施して、地域福祉活動推進のための積極的な支援を行っています。
- 平成 30（2018）年4月に施行される改正社会福祉法第 106 条の3第1項には、あらゆる住民が共に支え合う「地域共生社会の実現」に向けて自治体に取り組むべき事項として、地域福祉活動への住民参加を促す活動を行う者への支援や地域住民の交流拠点の整備などが努力規定として明記されます。
- 地域における様々な課題を解決するためには、市民一人ひとりが地域の課題を共有し、市民による自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加につなげるための啓発やマッチング、

コーディネートを行う必要があります。

- 市は、市民社協と連携し、地域社協（福祉の会）を始めとした地域福祉関係団体の活動支援を通して地域共生社会の実現に向けた取組みを推進していきます。

通し 番号	個別施策	内容
1	<b>【拡充】</b> 地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉関係団体への活動支援の充実	<input type="checkbox"/> 改正社会福祉法の規定に応じた地域福祉団体への活動支援について検討、市民主体の地域福祉活動を推進していきます。
2	市民社協等財政援助出資団体との連携強化	<input type="checkbox"/> 市民社協が策定する地域福祉活動計画と施策・事業間の連携を図ります。 <input type="checkbox"/> 各団体の自立性を尊重しながら、地域の課題解決にとって有効な組織や連携のありかたをコーディネートします。
3	障害者団体やボランティア団体の活動支援の充実	<input type="checkbox"/> 地域ボランティアの養成と新たなボランティアニーズに対応するため、市民社協と連携しながら、各団体における自主的な活動の支援を行います。

- 平成 28（2016）年度より試行実施した「シニア支え合いポイント制度」は、6か月間で、83名の市民（延べ 1,225人）が9か所の施設・団体に活動いたしました。
- アンケート調査結果では、「シニア支え合いポイント制度」のように、ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力について『魅力を感じる』方が5割近くを占めています。
- 自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加を推進する「シニア支え合いポイント制度」の対象施設の拡大、利用年齢層の見直しの検討及び啓発やマッチング、コーディネートを進めることで制度の拡充を推進します。

通し番号	個別施策	内容
4	【拡充】 シニア支え合いポイント制度の拡大・本格実施	□ シニア支え合いサポーターの育成及び協力施設・団体の拡充し、市民共助の取り組みをさらに推進し、介護福祉人材の裾野の拡大を図ります。

図表 2-3-1 シニア支え合いポイント制度の今後の展開予定

年度	28	29	30	31	32	33	34
長期計画	第五期長期計画・調整計画					第六期長期計画（～41年度）	
個別計画	高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画		高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画			高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	
実施	試行実施		拡大実施			本格実施	
対象	65歳以上の市民 （介護保険第1号被保険者）		65歳以上の市民 （介護保険第1号被保険者）			65歳以上の市民 （介護保険第1号被保険者） ②その他の年齢（今後検討）	
活動範囲	<b>【共通事項】</b> 協力施設・団体が定めた活動／活動にかかわる講習会の実施／施設による活動実績の把握が可能な活動 賃金や報酬の支払われていない活動／専ら近親者のための活動は除く		①高齢者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション、 <b>認知症グループホーム</b> 、 <b>テンミリオンハウス</b> など）での活動 ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動 ③ <b>市及び関係団体が行う高齢者対象の事業（在宅サービスを含む）を支援する活動</b>			①高齢者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症グループホーム、テンミリオンハウスなど）での活動 ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動 ③市及び関係団体が行う高齢者対象の事業（在宅サービスを含む）を支援する活動 ④ <b>その他の活動（今後検討）</b>	

（出典：武蔵野市地域支え合いポイント制度（仮称）検討委員会報告書 より）

- 地域福祉コーディネーター（仮称）については、市民社協が策定した第三次地域福祉活動推進計画を経て設置の検討が行われましたが、その後、介護保険制度における生活支援コーディネーターが設置されました。また、市民社協では平成 28（2016）年から、3圏域（西部・中部・東部）に1人ずつ地域専任担当職員を配置し、地域福祉活動の包括的な支援を行う体制をとっています。
- 現在、市の健康福祉分野におけるコーディネーターの役割を持つものとして、生活支援コーディネーター、認知症コーディネーター、市民社協ボランティアコーディネーター等が挙げられます。
- また、市の防災安全分野におけるコーディネーターの役割を持つものとして、大規模災害発生時に避難行動要支援者・災害時要援護者の安否確認及び避難支援の指揮を執る安否確認コーディネーター、避難支援コーディネーターが挙げられます。
- さらに、市の教育分野におけるコーディネーターの役割を持つものとして、各小中学校に設置されている地域コーディネーターが挙げられます。
- 市では、これらのコーディネーターが担う役割を勘案したうえで、地域福祉コーディネーター（仮称）の設置について改めて市民社協と検討していきます。

通し 番号	個別施策	内容
5	地域福祉コーディネーター（仮称）設置の検討	□ 市における各種コーディネーターなどの役割を勘案し、地域福祉コーディネーターを設置することについて引き続き検討していきます。

- 市民からの相談を受け、行政等の適切な機関に「つなぐ」役割を担う民生児童委員、市のボランティア団体の草分け的団体であり、最も深い歴史と伝統を誇る赤十字奉仕団、犯罪防止及び罪を犯した者の更生保護活動の役割を担う保護司会においては、地域共生社会への実現に向けて今後ますますその役割は重要なものとなります。その一方で、加盟されている方々の高齢化や担い手不足という深刻な問題を抱えています。
- 市は、民生児童委員、赤十字奉仕団及び保護司会とのコミュニケーションを十分に図り、活動の支援を通じて、それぞれの団体が抱える課題に対して協議していきます。
- 平成 18（2006）年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）が施行され、心のバリアフリー化について国（地方公共団体）、国民の責務と位置づけられました。
- 心のバリアフリーとは、障害のある人、認知症の人などと地域の人がお互いを理解し助け合い、気持ちよく暮らし続けることができるまちをつくるための心構えです。
- 本市ではこれまでも認知症サポーター養成講座等各種講習会や啓発事業、心のバリアフリー事業などを行ってきましたが、平成 32（2020）年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎えることなどを契機として、市内の教育機関や企業、地域住民の方々とも連携し、心のバリアフリーをさらに推進していきます。
- 高齢者、障害のある人などに対する市民一人ひとりの理解を深め、思い込みや偏見をなくすことによりあらゆる人が社会参加しやすい環境づくりをめざしていきます。

通し 番号	個別施策	内容
6	民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援の充実	<input type="checkbox"/> 民生児童委員、赤十字奉仕団、保護司とそれぞれの団体の活動における課題の解決に向けて協議していきます。
7	心のバリアフリー事業の推進	<input type="checkbox"/> 認知症の理解促進及び認知症の方とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、市民向け、事業者向けの「認知症サポーター養成講座」等の実施により、認知症理解の促進、地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図ります。 <input type="checkbox"/> 様々な障害を理解し、偏見や差別をなくすため、障害のある人と地域の人々が交流を図る各種イベントの開催を推進します。
8	ボランティア学習・福祉学習の推進	<input type="checkbox"/> 市民社協に設置されている「ふれあい福祉学習委員会」により、市内の福祉施設・事業所と協働して小・中学校の総合的学習の授業における「ふれあい福祉学習」の内容を充実していきます。 <input type="checkbox"/> 「夏！体験ボランティア」事業の充実を図ります。

## 2

## 安心・安全な暮らしを支える自助・共助・公助の連携

### 基本的方向性

- ・地域で孤立することなく暮らし続けられる仕組みづくりを推進します。
- ・市民の安心・安全な暮らしを支えるための仕組みづくりを推進します。
- ・権利擁護・成年後見制度の利用促進を図ります。

- アンケート調査結果では、地域に顔見知り「1人もいない」「1～2人」と答えた方が全体の約2割を占めました。
- 地域社会でのつながりが希薄化する中で、市では、市民の安心・安全な暮らしを支えていくために、地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）を基に、市民が地域で孤立することなく安心して暮らし続けられる仕組みづくりを推進しています。
- このことを踏まえ、市では、地域共生社会実現のために、これまでの他人事が「我が事」に変わっていくような住民の主体的な活動を支援する働きかけを推進し、そのような地域の自助・共助と、行政の公助とが効果的に連携する仕組みづくりを進めていきます。

通し番号	個別施策	内容
9	地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進	□ まちぐるみで互いに支えあう地域共生社会の実現に向け、自助・共助・公助の役割分担に基づき、地域で暮らす一人ひとりがお互いに連携し、支え合う仕組みづくりを推進します。
10	見守り・孤立予防の強化	□ ひとり暮らし高齢者や、認知症高齢者の増加、生活困窮の拡大等の課題に対応するために設置された、民間事業者や関係機関との協力体制である「見守り・孤立防止ネットワーク」への参加団体の拡大と連携の強化を検討していきます。
11	ひとり暮らし高齢者の孤立予防	□ 「高齢者安心コール事業」の周知を強化し、孤立予防の増進を図ります。

図表 2-3-2

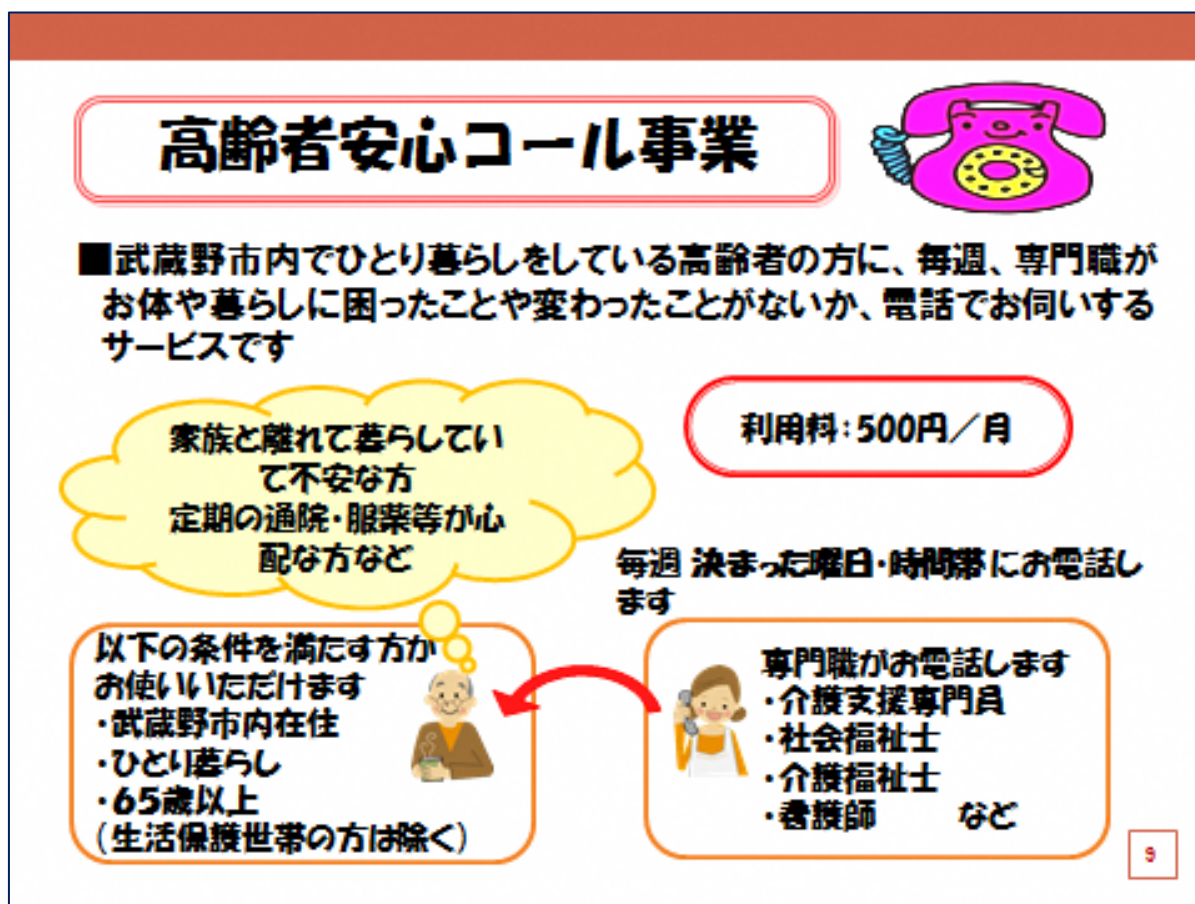
平成 28 (2016) 年度武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会参加団体名簿

(市各課を除く)

区分	団体・機関等名称	
事業者 住宅供給	1	東京都住宅供給公社
	2	独立行政法人 都市再生機構 (北多摩住まいセンター、日本総合住生活)
	3	公益財団法人 東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部
サービス提供事業者等 ライフレイン関係等	4	多摩新聞販売同業組合 武蔵野支部
	5	東京ガス株式会社 西部支店
	6	東京電力株式会社 武蔵野支社
	7	武蔵野市シルバー人材センター
	8	武蔵野郵便局 及び 市内郵便局代表 (吉祥寺北町郵便局)
	9	水道部
	10	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
	11	弁当宅配業者 (宅配クックワン・ツウ・スリー、ワタミタクシヨク)
	12	ヤマト運輸株式会社 埼京主管支店、武蔵野中央支店
	13	生活協同組合コープみらい 東久留米センター
	14	生活協同組合パルシステム東京
	15	セブン・イレブン・ジャパン
	16	イトーヨーカ堂
	17	武蔵野市商店会連合会
	18	第一生命株式会社
	19	明治安田生命保険相互会社
	20	東都生活協同組合
	21	東京ハイヤー・タクシー協会 武三支部
	関係機関	22
23		武蔵野消防署
24		武蔵野市医師会
25		武蔵野市民生児童委員協議会
26		武蔵野市民社会福祉協議会
27		市内在宅介護・地域包括支援センター長代表



図表 2-3-3 高齢者安心コール事業概要



- 罪を犯した人の「再犯防止」を推進するため、平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。
- この法律では、市町村は国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定し、実施するよう努めるものとしてされています。
- 本市においても、国及び東京都の動向をみながら、計画の策定について検討していきます。

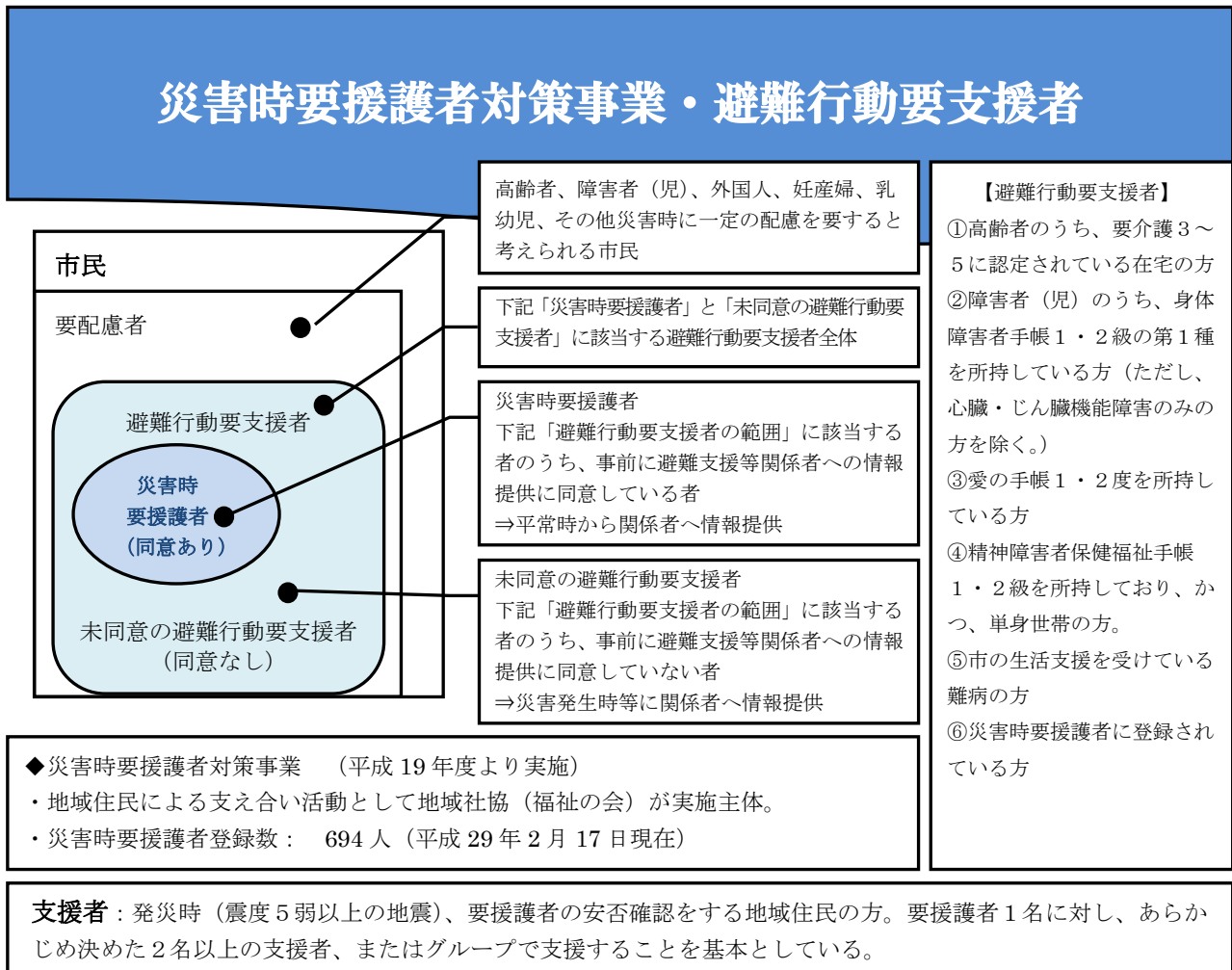
通し 番号	個別施策	内容
12	<b>【新規】</b> 地方再犯防止推進計画策定の検討	<input type="checkbox"/> 国及び東京都の動向見ながら、計画策定について検討していきます。

- 平成 23（2011）年に発生した東日本大震災以降、国内では大規模な災害が頻発し、災害対策の重要性はますます高まっています。
- 地震を始めとした災害が発生した際の安全確保については、平常時からの備えと地域住民による相互の助け合いが大切です。
- 他方、発災時に災害時要援護者の安否確認の役割を担う支援者のなり手が不足しており、1人の支援者が複数人の災害時要援護者を担当している現状があります。
- 安否確認の方法についても、不在時や避難支援が必要な場合の対応方法など、状況によって報告の方法が異なることから、代表的な事例を用いて支援者を始めとした避難支援関係者に周知する必要があります。
- 未同意の避難行動要支援者のうち、人工呼吸器等を使用しているなど医療依存度の高い方については、医療・介護等事業者、基幹相談支援センター等と連携して、円滑な安否確認及び避難支援が実施できる体制づくりが必要です。
- 災害が発生しても安心して暮らしつつけるまちづくりに向け、武蔵野市地域防災計画に基づき、市担当部署、関係機関、地域社協（福祉の会）等避難支援関係者などと連携を取りながら、引き続き避難支援体制及び福祉避難所の充実を推進していきます。

通し 番号	個別施策	内容
13	<b>【拡充】</b> 安否確認及び避難支援体制づくりの推進	<input type="checkbox"/> 未同意の避難行動要支援者に対して、災害時要援護者への登録を勧奨します。 <input type="checkbox"/> 安否確認を行う役割を担う支援者の確保について、関係機関と検討していきます。 <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者を始め、様々な関係機関との連携を通じて、未同意の避難行動要支援者及び災害時要援護者の安否確認から避難支援へと円滑に進める体制づくりを推進します。

通し番号	個別施策	内容
14	【拡充】 福祉避難所の充実	□ 総合防災訓練等で福祉避難所開設・運営訓練を実施するとともに、福祉避難所の整備をさらに進めていきます。

図表 2-3-4 災害時要援護者等の登録者及び事業概要



- 成年後見の要件である認知症・知的障害・精神障害・高次脳機能障害において、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者は増加する傾向にあり、安心・安全な暮らしを守るために成年後見人のニーズは、今後ますます高まると推測されます。

図表 2-3-5 認知症高齢者数の推移

(基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている 65 歳以上の者のうち、  
認定調査時の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数)

基準日	平成 26 年 7 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日	平成 28 年 7 月 1 日
Ⅱ以上の高齢者数	3,402	3,505	3,717

図表 2-3-6 愛の手帳保持者の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
969	1,003	1,025	1,060	1,092

図表 2-3-7 精神障害者保健福祉手帳取得者の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
787	873	947	1,033	1,150

- 近年、認知症の高齢者及び精神又は知的障害のある人が増えている中で、成年後見人に親族が就任する割合は、年々減少し、全国的にも親族以外の第三者が就任する事例が 70%となっています。高齢者や障害のある人が、同居または近くに住む家族がいなくとも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する仕組みが求められています。

図表 2-3-8 成年後見人等（保佐人・補助人）になる割合の推移

	平成 12 年度	平成 23 年度	平成 27 年度
親族後見人	90.9%	55.6%	29.9%
第三者後見人	9.1%	44.4%	70.1%

(出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要」に基づき作成)

- 日常生活に不安を持つ人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活がおくれるよう支援するために、福祉公社が総合的な窓口となって行っている権利擁護事業や成年後見制度のさらなる充実を図ります。
- 成年後見については、武蔵野市福祉公社が成年後見制度推進機関となって、制度全般に関する相談対応などを行っています。第三者が後見人となるケースが増えていることから、武蔵野市福祉公社が市民後見人の養成・活用も進めていきます。また、身上配慮・監護や法律家等との連携が必要であるなど、個人対応では難しいものについては、弁護士等専門職の後見人及び武蔵野市福祉公社が対応するなど、役割を明確化していきます。
- また、平成 28 (2016) 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律 (促進法)」が施行され、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

ます。本市においても、成年後見利用促進計画（仮称）の策定について福祉公社と連携し検討していきます。

<参考> 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28（2016）年 4 月 15 日公布）

【抜粋】

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

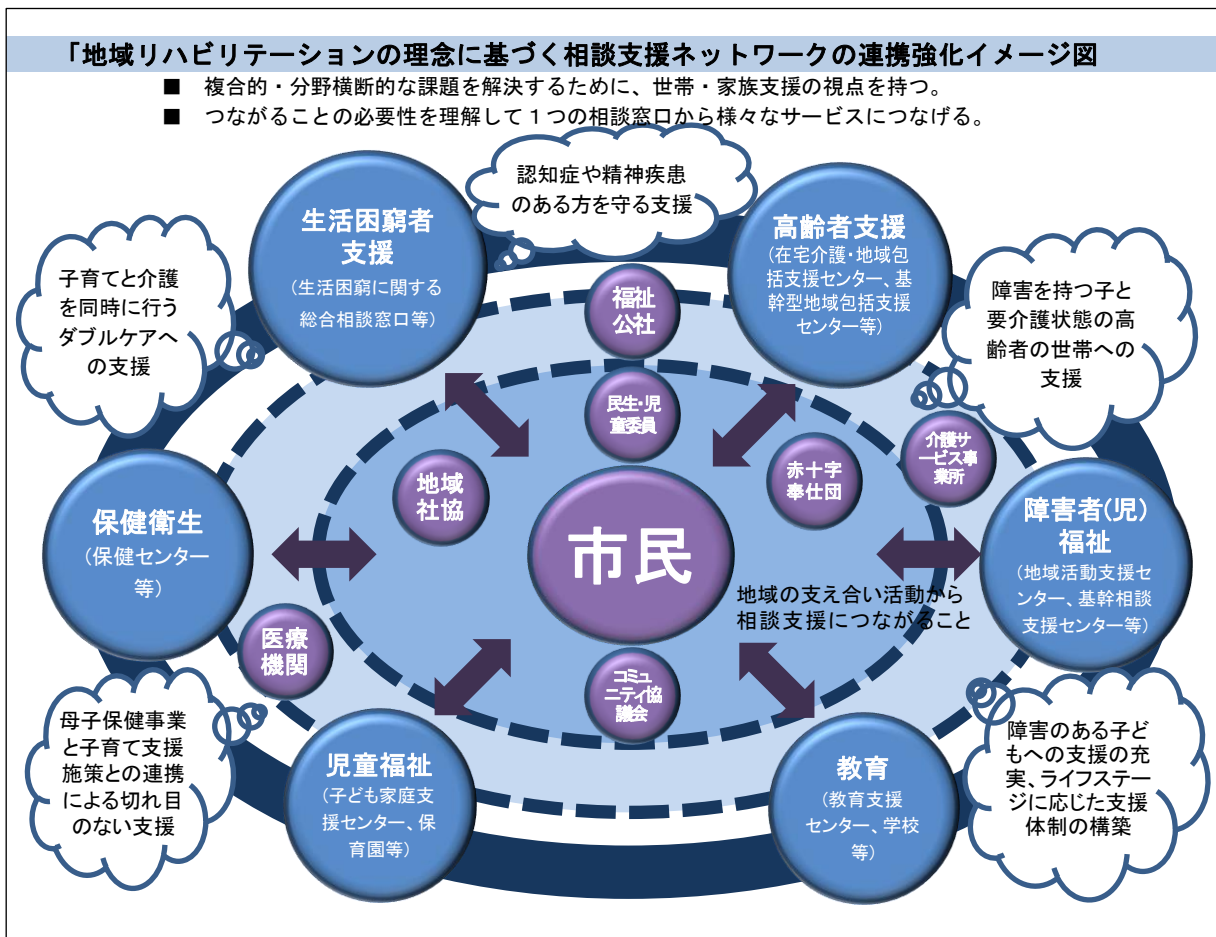
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 虐待については、未然に防止を図る広報・啓発活動と、虐待発生時の通報先の一元化や常時連絡可能な体制など迅速かつ的確な対応が必要です。
- 高齢者、障害者に対する虐待防止について、地域包括支援センター、基幹相談支援センターは、関係機関との連携を通じて、早期発見・適切な支援を図っていきます。

通し番号	個別施策	内容
15	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ （公財）武蔵野市福祉公社（社福）東京都社会福祉協議会が実施する権利擁護事業を活用することで、高齢者の生活と財産の保護を図ります。</li> <li>□ 福祉公社やNPO法人こだまネットと情報の共有、連携を図りながら、当事者やその家族などに向けた制度の普及啓発、後見業務を遂行できる人材の育成支援などを推進します。</li> </ul>
16	【新規】 成年後見利用促進基本計画策定の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ （公財）武蔵野市福祉公社と連携し、計画策定に向けて検討いたします。</li> </ul>
17	虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 虐待に関する地域住民への理解促進を図ります。</li> <li>□ 地域包括支援センター、基幹相談支援センターが中心となり、高齢者、障害のある人などへの虐待を防止するための仕組みづくりを引き続き推進します。</li> </ul>

- 少子高齢化や核家族化の進展、社会・経済状況の変化等に伴い、介護・福祉ニーズは多様化、複雑化しています。子育てと介護を同時に行うダブルケア、障害福祉サービスを受けている方の認知症高齢者の介護、大人の発達障害、対象が拡大した難病、生活困窮者自立支援事業への対応など、制度ごとのサービス提供では対応が難しいケースが増えています。
- このような複合的な課題を有する場合や、分野横断的な課題に対応するためには、関係機関も含めた相談体制の構築が重要であり、さらに強化する必要があります。
- また、医療と介護サービスの両方を受けながら、地域で生活する高齢者等が増加する中で、市民の安心・安全な暮らしを支援するためには、医療機関や介護サービス事業者等、支援者が情報を共有し、連携してサービス提供を行うことが重要です。
- 以上のことを踏まえ、市では、各制度の窓口となる職員の対応力を向上させるとともに、保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進するために、分野横断的な研修や対応時のしくみづくり等により、相談機関のネットワーク（図表2-3-9参照）を強化していきます。

図表 2-3-9 相談支援ネットワークの連携強化のイメージ



通し 番号	個別施策	内容
18	健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議による課題解決のためのネットワークの強化	<input type="checkbox"/> 第3期健康福祉総合計画の基本理念となる地域リハビリテーションを推進のため、保健・医療・福祉・教育などの多機関・他職種の職員と連携を図ることで課題解決の強化を図ります。
19	在宅医療・介護連携推進事業による多職種連携の強化	<input type="checkbox"/> 平成27年度（2015年度）に介護保険法に位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」による課題解決の取組みについて、高齢・介護分野以外にも拡充し、多職種連携の裾野を広げ、連携強化を図ります。 <input type="checkbox"/> 在宅医療・介護連携推進事業については、保健・医療・介護福祉関係者等多職種の合同研修の実施や、市民の理解を促進するための講演会等を計画的に開催していきます。

- 障害の有無やライフステージによる変化を超えて、すべての人々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、バリアフリー化を進めたまちづくりが必要です。
- 市内3駅周辺のバリアフリー化の重点的かつ一体的な推進をめざして策定された「武蔵野市バリアフリー基本構想」に基づき、すべての人にやさしいまちづくりを引き続きめざします。
- 平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する大きな機会となります。市民も来街者もまち歩きを楽しめるまちづくりの一環として、お出かけサポートマップ改訂版の発行を検討します。

通し 番号	個別施策	内容
20	バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<input type="checkbox"/> 吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅周辺地区のバリアフリー化を、重点的に進めます。 <input type="checkbox"/> 東京都福祉のまちづくり条例及び武蔵野市バリアフリー基本構想に基づき、事業者等への指導及び協力を通じて公共交通、道路、建築物、公園、信号機等のバリアフリー化を推進します。 <input type="checkbox"/> 平成27（2015）年度に発行した「お出かけサポートマップ2016」の改訂版の発行を検討します。

# 3

## 生活困窮者への支援

### 基本的方向性

- 生活に困窮した人を早期に発見し支援するため、総合相談窓口や生活困窮者自立支援事業のさらなる周知と、必要な支援に「つながる」仕組みづくりを推進します。
- さまざまな生活困窮の課題に対応し、生活困窮者の自立を支援できる事業の検討を進めます。

- 平成 27（2015）年度より、生活福祉課に生活保護相談だけでなく、「生活に困っている人は誰でも何でも」相談できる生活困窮に関する総合相談窓口を設置しました。生活保護相談も含めた生活困窮に関する相談実件数は、生活保護相談だけであった平成 26（2014）年度の 542 件から平成 27（2015）年度には 793 件へと大幅に増加しました。

図表 2-3-10 生活困窮に関する総合相談の実績

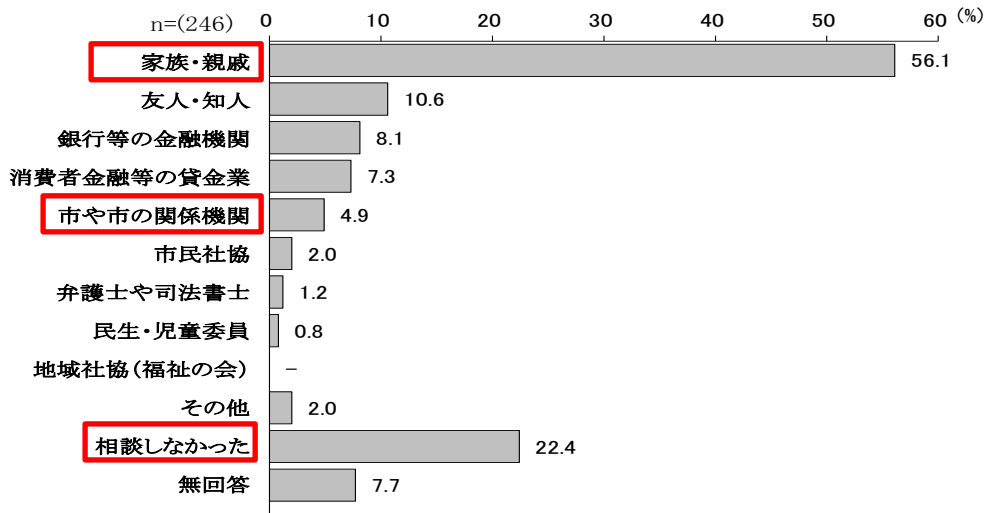
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活困窮相談件数				258	322
生活保護相談件数	689	550	542	628	632
合計	689	550	542	886	954
相談実件数	689	550	542	793	825

※「生活困窮相談」と「生活保護相談」を同時に行った場合は、それぞれに計上している。

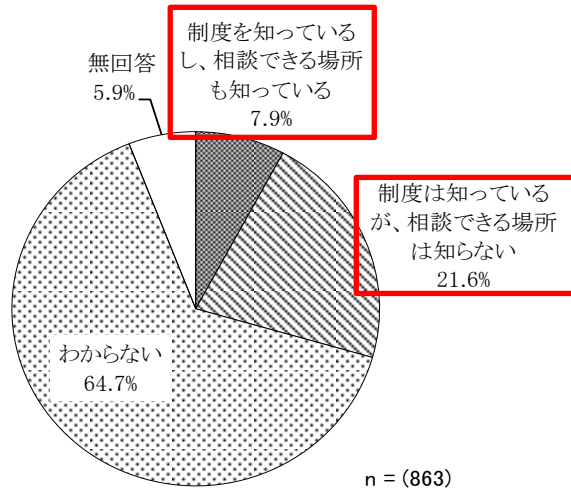
- アンケート調査結果では、生活費に困った時の相談相手において、「家族・親戚」に相談した人が 56.1%に上る一方で、誰にも「相談しなかった」人が 22.4%、「市や市の関係機関」に相談した人は 4.9%でした。
- 同調査結果の生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況では、生活困窮に関する「制度を知っているし、相談できる場所も知っている」は 7.9%にとどまり、「制度は知っているが、相談できる場所は知らない」は 21.6%でした。
- 様々な出来事をきっかけに誰でも生活困窮に陥るおそれがあります。その出来事は「日常的に生活費を支払う時」、「自分や家族が失業した時」、「自分や家族が事故や病気になった時」など多様であり、誰にでも起こりえます。



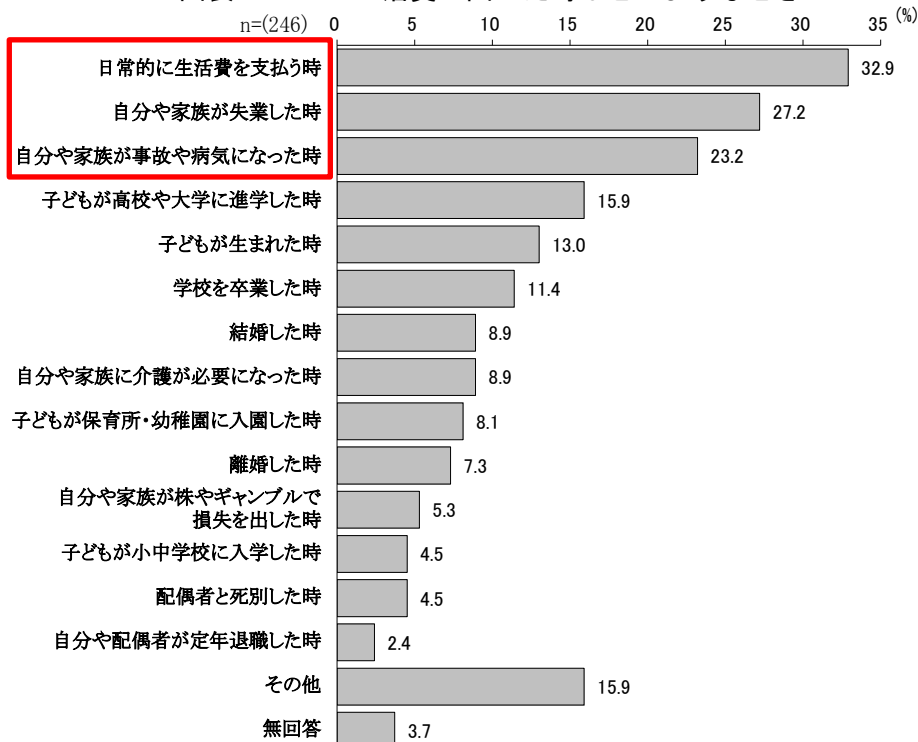
図表 2-3-11 生活費に困った時の相談相手



図表 2-3-12 生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況



図表 2-3-13 生活費に困った時はどのようなときか



- 生活困窮に関する悩みや相談事ができた時に、少しでも早く誰かに相談をしてもらう必要があり、本人への周知はもちろん、相談を受けた家族、友人などのほか、地域で活動している人々が、必要な相談機関につなげるためにも、相談窓口に関する市民へのさらなる周知が必要です。
- 高齢者、障害者、子どもなどに関わる様々な相談機関の窓口から生活困窮相談窓口に確実に「つながる」よう、相談機関間の横断的連携をさらに強化する必要があります。
- 生活困窮者自立支援法について、平成 30（2018）年度改正に向けた検討が、国において進められています。国の動向も踏まえながら、家計相談支援事業などの任意事業の拡充について検討する必要があります。

通し 番号	個別施策	内容
21	生活困窮者を早期に発見し支援するための広報活動及び庁内・庁外のネットワークの充実	<input type="checkbox"/> 生活に困窮する本人や家族などに、総合相談窓口や生活困窮者自立支援事業を周知し、必要な支援につながるよう広報活動を充実させます。 <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者、子どもなどに関わる様々な相談機関や地域の団体が、生活困窮者を早期に発見し支援につなげられるよう、「生活困窮者自立支援庁内連絡会議」など、庁内・庁外の関係団体との連携を強化します。
22	<b>【新規】</b> 生活困窮者の経済的自立を支援する家計相談支援事業の実施の検討	<input type="checkbox"/> 生活困窮者の家計管理力を高め、生活困窮状態からの脱却を支援する家計相談支援事業の実施を検討します。
23	<b>【拡充】</b> 貧困の連鎖を防止する子どもの学習支援事業等の対象者拡充の検討	<input type="checkbox"/> 生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止するため、高校進学や中退防止を含む子どもの学習支援事業の対象者の拡大等を検討します。

# 4

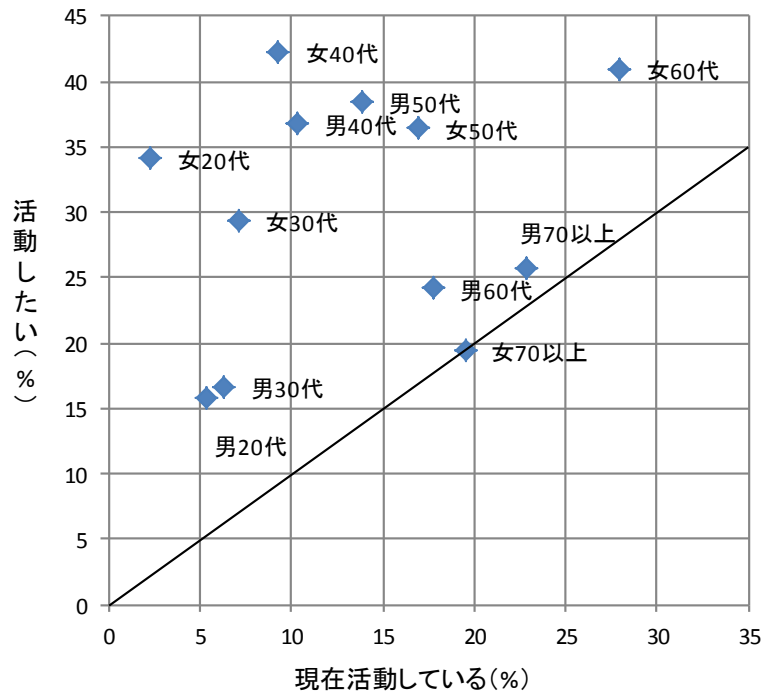
## 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進

### 基本的方向性

- 若い人から高齢者まで、市民の多様な活動意向の実現を図ります。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、社会の中で自己の役割に自信と誇りを持ち、生きがいのある充実した暮らしを送れるような「場」づくりを支援します。

- アンケート調査結果では、地域活動に参加してよかったと思うことは「社会や他人の役に立った」「人的なネットワークや交流ができた」「自分の向上、自信につながった」という回答が上位を占めました。
- このことから、地域福祉活動は社会のため・自分のためとなりうる可能性が高く、地域を支える担い手として、いきいきと輝けるステージのひとつと位置付けることができます。
- さらに「地域活動をしたい人」の割合は、どの性別・年代層でも「現在活動している人」の割合を上回っており、地域福祉活動の潜在的な担い手は少なくないと考えられます。そのような方々をいかに、実際の活動につなげていくかが課題です。

図表 2-3-14 地域活動をしている方と今後活動したいと考えている人の割合



- アンケート調査結果では、今後の福祉・保健のあり方について重点を置くべき施策として「退職された方々が地域活動で活躍できる場の提供」と答えた方が約3割となっています。
- 高齢者の増加は、地域で活動する人材の増加ととらえることもできます。社会で培ったキャリアを活用し、地域活性化の一翼を担う存在として、退職後でも活躍できるステージへの誘致を推進します。
- 市民社協が実施している「お父さんお帰りなさいパーティ」「おとばサロン」等の事業を通して、定年を迎えた方々が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりの支援を促進します。
- 障害者や引きこもりの人が、社会の一員であることを自覚でき、孤立したり疎外感を感じたりすることなく暮らしていける環境づくりが重要です。
- 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが社会の中で自己の役割に自身と誇りを持ち、生きがいを持って充実した暮らしが送れるように、多様な「場」（活動、機会）づくりの支援等を進めます。
- 障害のある方の活動の場を広げるとともに、誰もが参加しやすい環境の整備を進め、それぞれの障害特性に応じた地域活動や余暇活動への参加を促進します。

通し 番号	個別施策	内容
24	キャリア活用による社会貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老壮連合会と武蔵野生涯学習振興事業団武蔵野ブレイスとの共催で実施している「老荘シニア講座」や、市民社協実施の「お父さんお帰りなさいパーティ」「おとばサロン」等へ活動支援を行い、地域福祉活動へ参加するきっかけづくりや、出番を感じることができるステージづくりを推進します。</li> </ul>
25	様々な「場」（活動、機会など）づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市及び市民社協は、地域住民・市民社協・市が連携して、地域における課題を解決する様々な「場」づくりの支援を行っていきます。</li> </ul>

# 5

## サービスの担い手の確保

### 基本的方向性

- ・サービス供給の基盤となる人材の育成・確保を推進します。
- ・担い手の確保に向けて、社会福祉法人との連携・支援の充実を図ります。

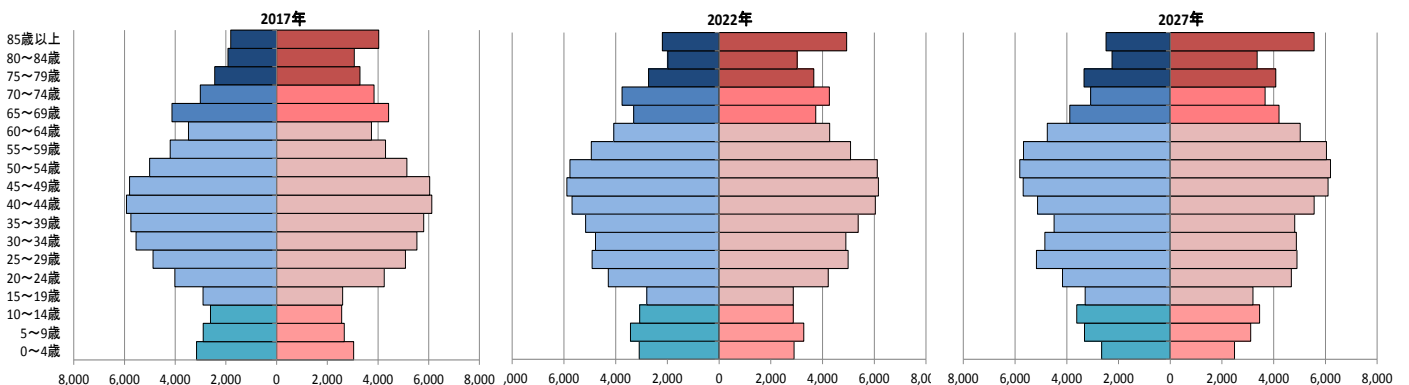
- アンケート調査結果では、重点を置くべき福祉・保健施策では「在宅福祉を支えるサービス」「要介護状態になることを予防するサービス」が上位となっており、高齢者へのサービス供給確保に関する項目の関心の高さが伺えます。
- また、市の人口推計を見ると、市の今後の人口は微増が続きますが、高齢化も緩やかに進み、高齢化率は今後10年間で約1%程度増加することが見込まれます。

図表 2-3-15 人口の推移と将来の見通し

	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 39 年 (2027 年)
総人口 (人)	138,582	146,020	151,590	155,403
高齢者人口 (人)	28,690	31,950	33,571	35,909
	20.7%	21.9%	22.1%	23.1%
前期高齢者 (人) (65～74 歳)	13,651	15,402	15,055	14,835
	9.9%	10.5%	9.9%	9.5%
後期高齢者 (人) (75 歳以上)	15,039	16,548	18,516	21,074
	10.9%	11.3%	12.2%	13.6%
生産年齢人口 (人)	94,819	96,098	98,320	100,434
	68.4%	65.8%	64.9%	64.6%
年少人口 (人)	15,073	16,932	18,636	18,634
	10.9%	11.6%	12.3%	12.0%

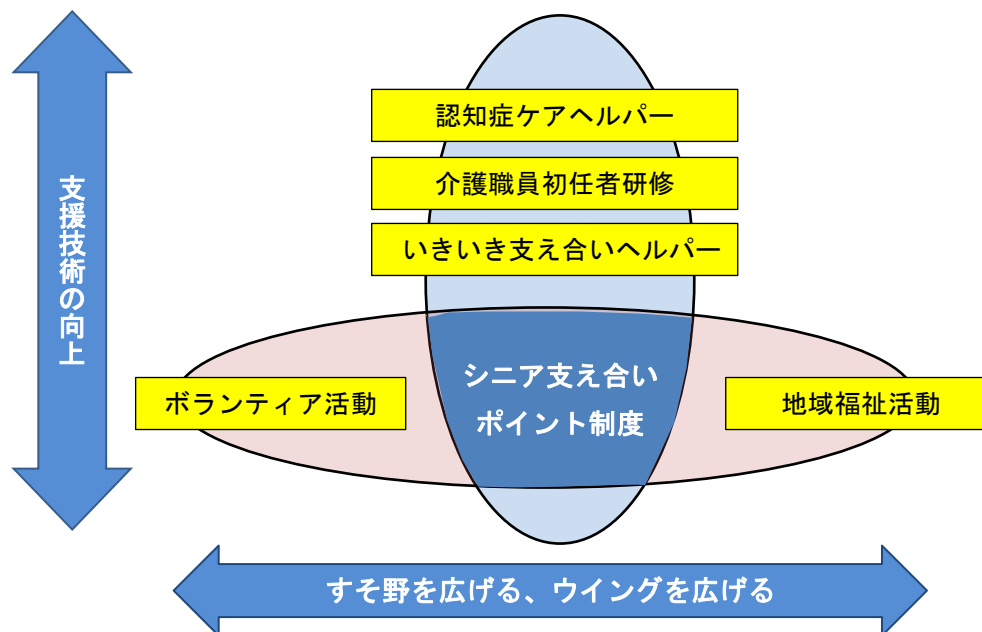
(各年10月1日付)

図表 2-3-16 男女5歳階級別の将来人口の見通し



- 高齢化が進む中で、福祉サービスのニーズの増加が見込まれることから、今後のサービス供給に向けては、専門職の確保に加え、地域から人材を掘り起こして育成していくといった裾野の拡大が必要となります。

図表 2-3-17 人材の掘り起こしと育成のイメージ



- 市は平成 27（2015）年度から「武蔵野市認定ヘルパー制度」を実施し、地域人材の掘り起こしとまちぐるみの支え合いを推進しています。
- サービス量の確保及びサービスの質の向上を目的に、介護人材の発掘、養成、相談、情報提供、事業所支援を行う「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の設置を検討します。
- 改正社会福祉法により、社会福祉法人は、社会福祉事業のほか公益事業及び地域貢献活動等を行うことで、地域との繋がり・関わりを深めることが求められました。福祉に関わる仕事とは、単なる「仕事」ではなく、社会貢献や地域貢献につながる「仕事のやりがい」を強調するなど、地域で長く勤めていただけるよう市も間接的に支援します。
- 社会福祉法の改正により、社会福祉法人の指導監査の実施周期が変更されたことから、市が法人と関わる機会が減っているため、現在、立ち上げを予定している「武蔵野市社会福祉法人連絡会（仮称）」において、市から各種情報提供及び研修会等の支援を行い、福祉サービスの質の向上につなげます。

通し 番号	個別施策	内容
26	<b>【新規】</b> 地域包括ケア推進人材育成 センター（仮称）の設置	<input type="checkbox"/> 介護人材の発掘、養成（スキルアップ）、相談、 情報提供、事業所支援までを一体的に行う総合的 な人材確保・養成機関を設置します。
27	福祉人材の確保と育成	<input type="checkbox"/> 職種や事業所の枠を超えた階層別研修並びに 日々の業務におけるスキルアップ及び多職種連 携研修など福祉専門職の体系的研修の充実を図 ります。 <input type="checkbox"/> 市は、市民社協等と連携し、様々な場を活用しな がら各地域において地域福祉活動を推進する人 材の発掘に努めます。 <input type="checkbox"/> 市は、社会福祉事業の将来を担う人材を育成する ため、福祉・医療関連学校などの実習生の受入れ を推進します。
28	<b>【新規】</b> 社会福祉法人への連携・支援 の充実	<input type="checkbox"/> 立ち上げが予定されている「武蔵野市社会福祉法 人連絡会（仮称）」に対し、各種情報提供及び研 修会等の支援を行います。

<参考> 社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人の主な変更点【抜粋】

改正社会福祉法の一部改正に伴う地域公益活動の責務化について（第24条第2項、29年度～）  
（経営の原則等）

第24条 ※一部省略

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必用とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人の所轄庁の変更について（第30条、25年度～）  
（所轄庁） ※一部省略

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

1 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長）

指導要綱の見直し及び指導内容の標準化

運営に大きな問題が認められない法人に対する監査の実施周期を延長。

2年に1回 → 3～5年に1回

## 第4章 計画の推進と見直し

---

### 第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進

- 健康・福祉施策は多岐にわたります。本計画は、この施策の一分野を担っているとともに、各個別分野の計画の施策を主に地域福祉活動の側面から支えていくため、各個別計画と連携を図りながら推進します。また、上位計画である健康福祉総合計画のもとで、地域リハビリテーションの理念に基づき、地域生活に関わるあらゆる人・組織と連携した取組みを推進していきます。

### 第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表

- 健康福祉総合計画において、「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」、「市内連携委員会」、「実務担当者会議」を設置し、進捗管理等を行います。本計画においてもこれらの会議において進捗状況を報告するとともに、ホームページ等を活用して進捗状況を公表します。
- 本計画が主管する施策において設置している協議会で一定のとりまとめに至った検討結果や調査結果についても、ホームページ等で公表します。

### 第3節 次期計画の策定

- 本計画の改定は、上位計画である第3期健康福祉総合計画の見直しとともに平成35年に行います。



# 資料集

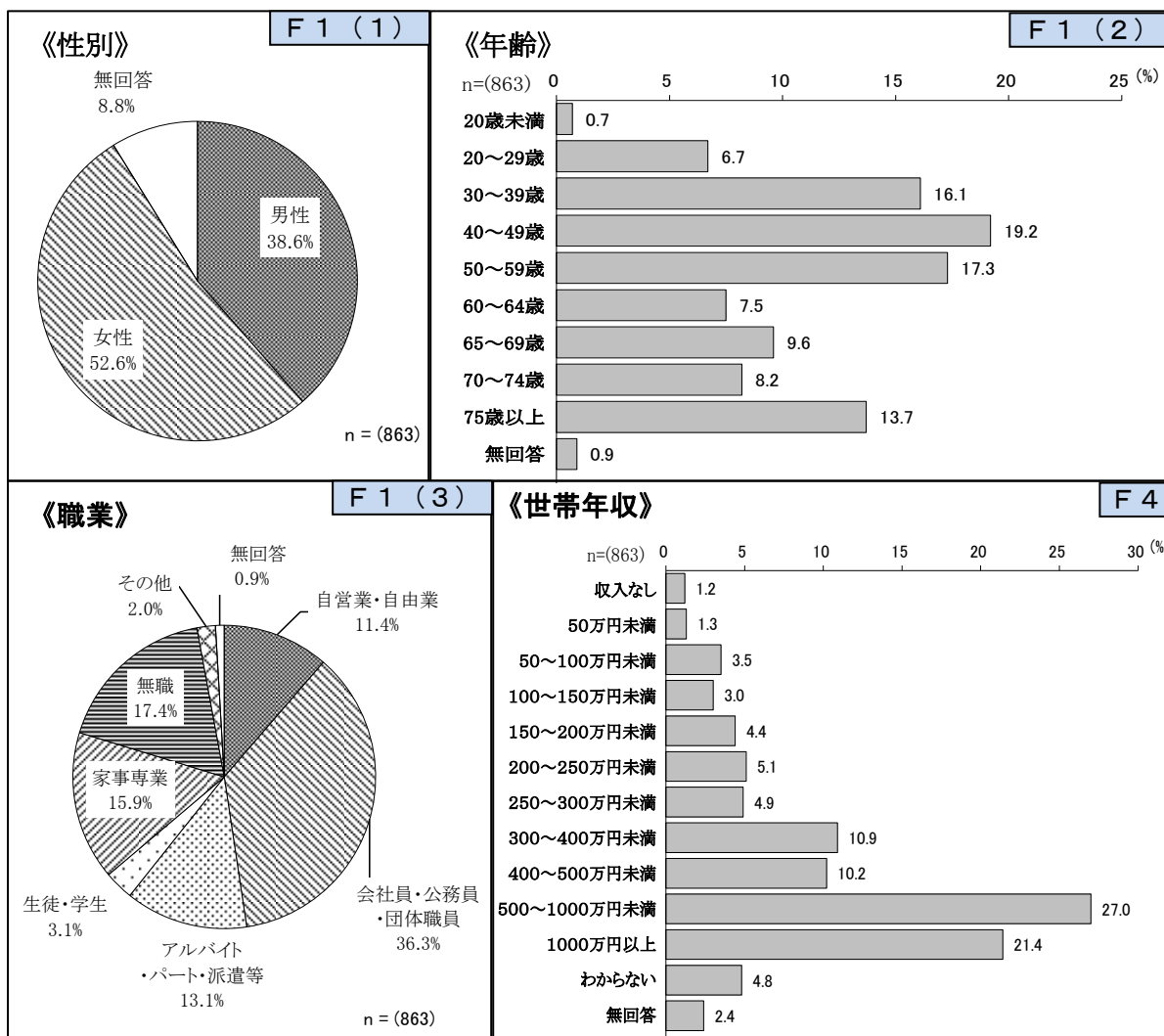
# 資料 1 武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の報告【概要版】

## 1. 調査の概要

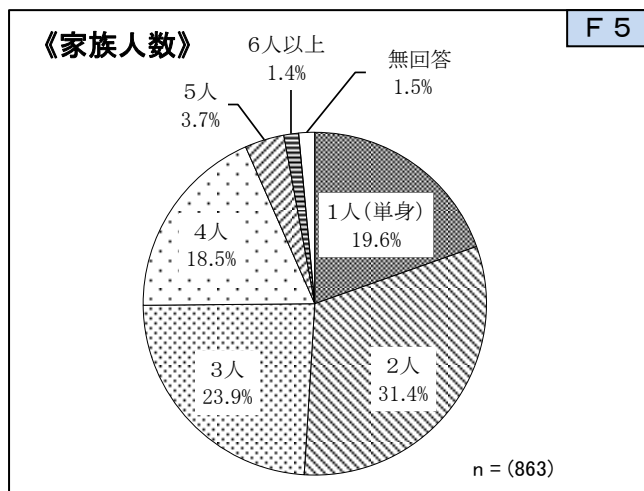
- ◇調査目的 平成 29(2017)年度に「武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画・地域福祉計画」を策定するにあたり、その基礎資料を得るため、地域での暮らし、地域活動等への参加状況及び生活困窮、その他地域福祉施策全般に係る意見・要望等を把握する。
- ◇調査対象者 武蔵野市内に住所を有する 18 歳以上の市民 2,000 人（平成 28 年 10 月 1 日時点、無作為抽出）
- ◇調査期間 平成 28（2016）年 11 月 28 日～12 月 19 日
- ◇調査方法 郵送配付・郵送回収（督促を兼ねたお礼状を 1 回発送）
- ◇回収状況 配布数：2,000 件 回収数：863 件 回収率：43.2%（前回 34.5%）

## 2. 結果の概要

### (1) 回答者の属性等について

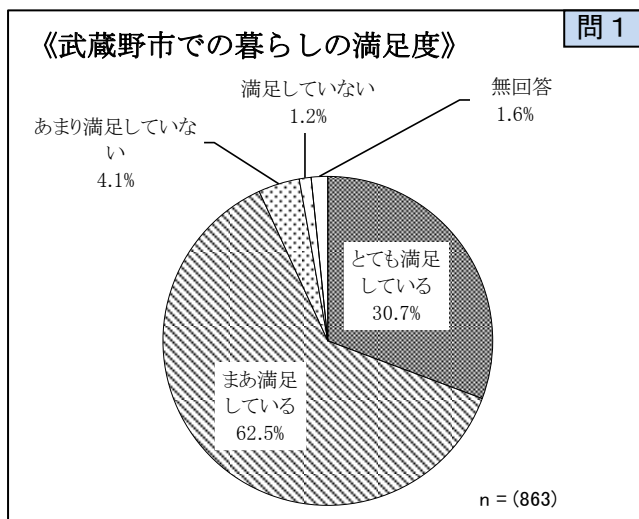


- 回答者の性別は、「女性」が52.6%、「男性」が38.6%。年齢では、「30～39歳」「40～49歳」「50～59歳」がいずれも15%以上で多く、75歳以上も多い。職業では、「会社員・公務員・団体職員」が36.3%で最も多くなっている。また、「無職」「家事専業」もそれぞれ15%以上を占めている。

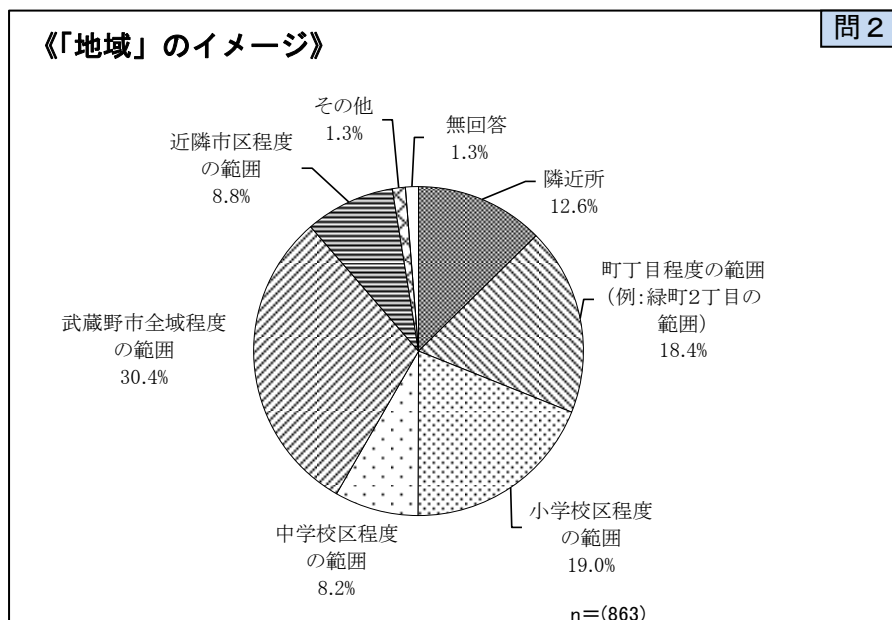


- 家族人数では、「2人」が31.4%、「3人」が23.9%で多く、「1人」も19.6%に上っている。世帯収入では、「500～1000万円未満」が27.0%、「1000万円以上」が21.4%で多数を占めている。一方、『300万円未満』も23.4%に上っている。

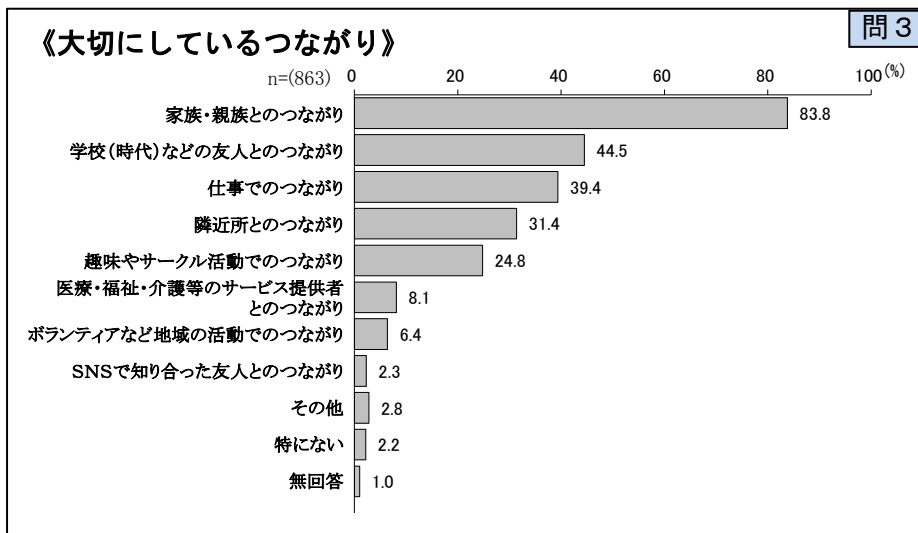
**(2) 地域での暮らしについて**



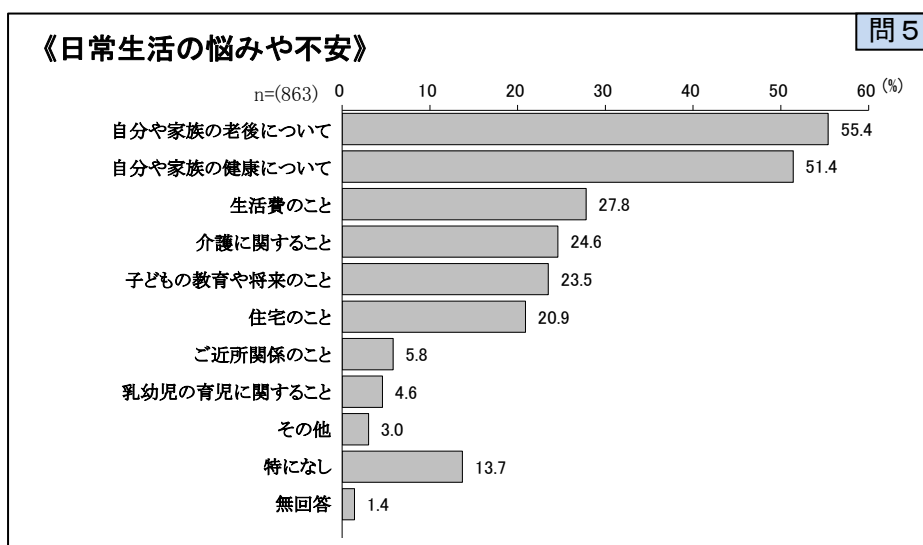
- 武蔵野市での暮らしの満足度では、「とても満足している」(30.7%)と「まあ満足している」(62.5%)を合わせた『満足』(93.2%)が9割を超えている。



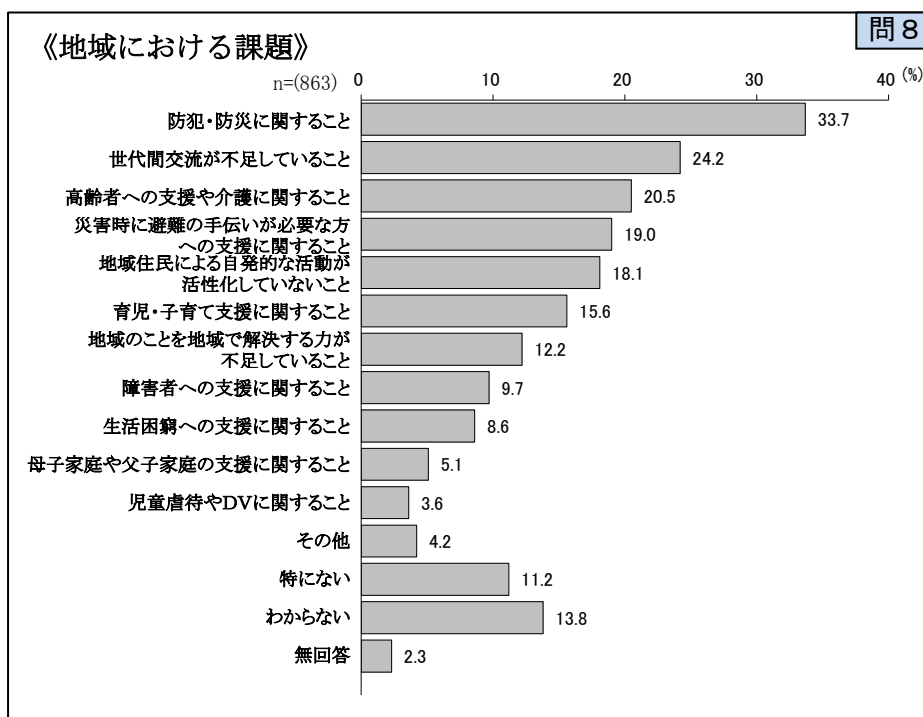
- 「地域」のイメージでは、「武蔵野市全域程度の範囲」(30.4%)が最も多く、以下「小学校区程度の範囲」(19.0%)、「町丁目程度の範囲 (例: 緑町2丁目の範囲)」(18.4%)の順である。



大切にしているつながりでは、「家族・親族」が83.8%で突出している。そのほか、「学校(時代)などの友人」(44.5%)、「仕事」(39.4%)、「隣近所」(31.4%)、「趣味やサークル活動」(24.8%)と続いている。

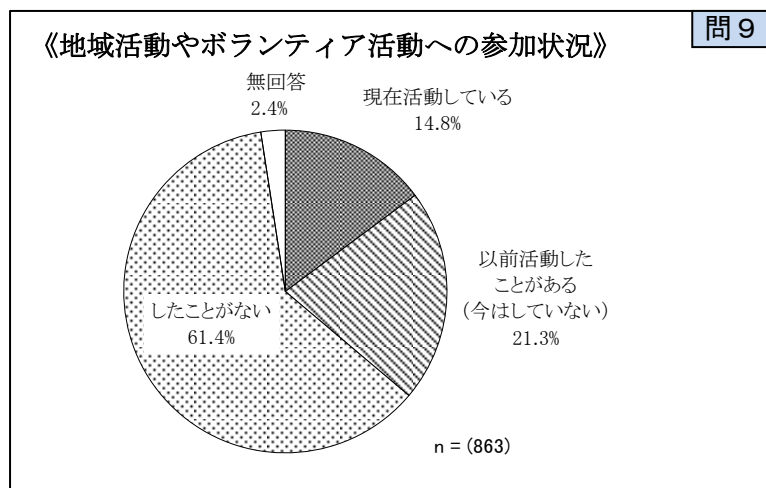


日常生活の悩みや不安では、「自分や家族の老後について」(55.4%)が最も多く、以下「自分や家族の健康について」(51.4%)、「生活費のこと」(27.8%)と続いている。

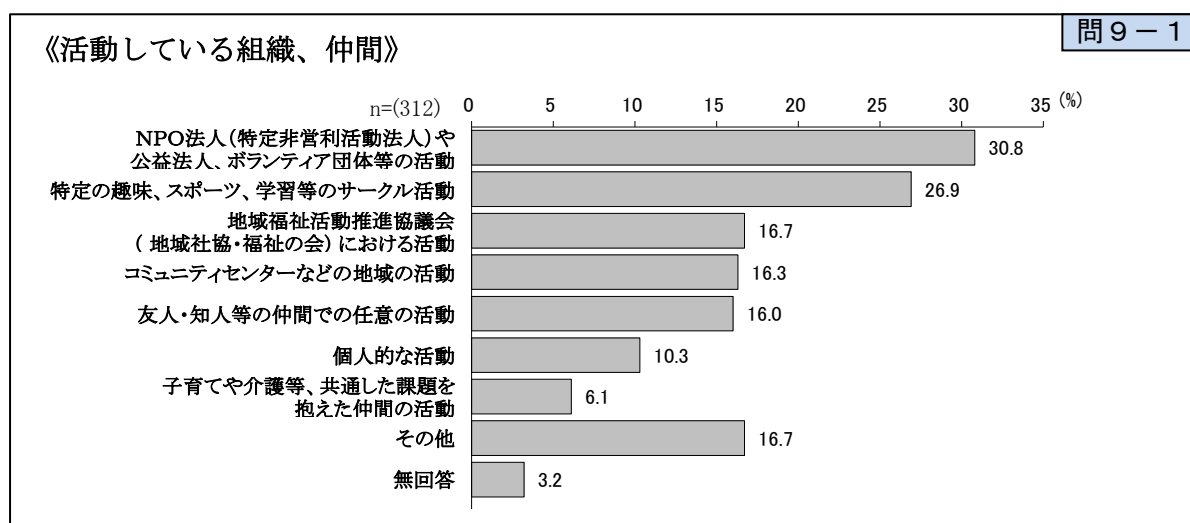


地域における課題では、「防犯・防災に関すること」(33.7%)が最も多く、以下「世代間交流が不足していること」(24.2%)、「高齢者への支援や介護に関すること」(20.5%)と続いている。

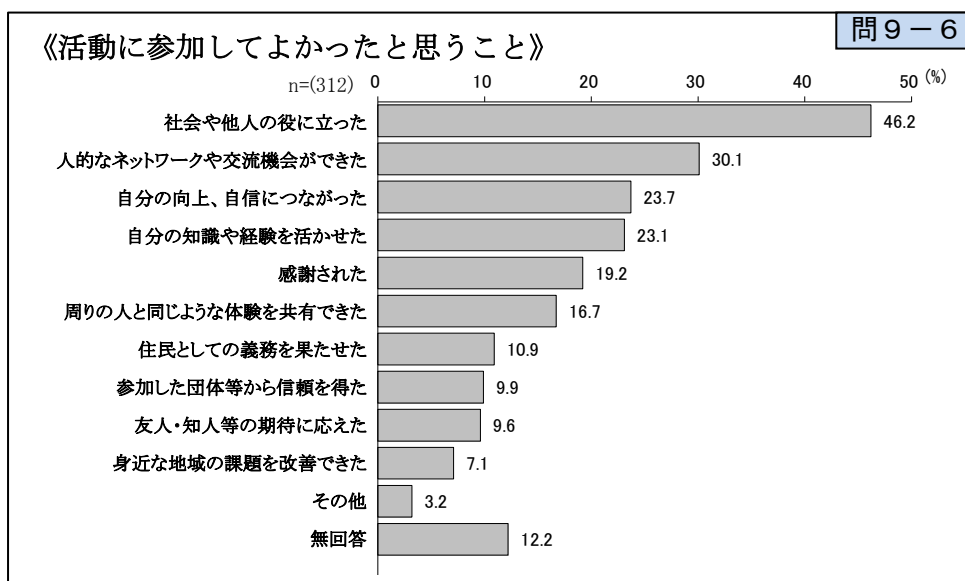
### (3) 地域活動やボランティア活動への参加状況について



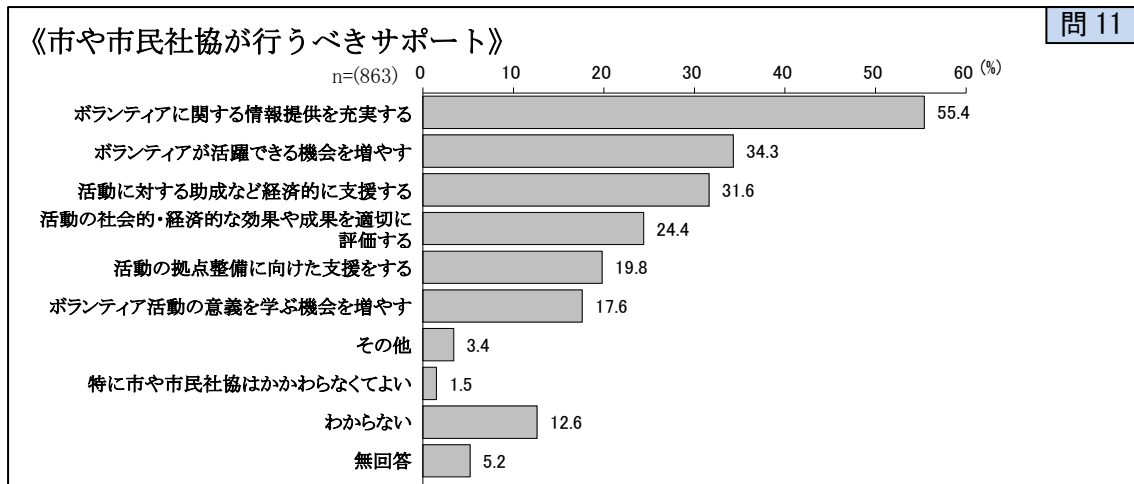
・地域活動やボランティア活動への参加状況では、「したことがない」(61.4%)が6割を超え、「現在活動している」(14.8%)と「以前活動したことがある(今はしていない)」(21.3%)を合わせた『したことがある』(36.1%)は3割台半ばとなっている。



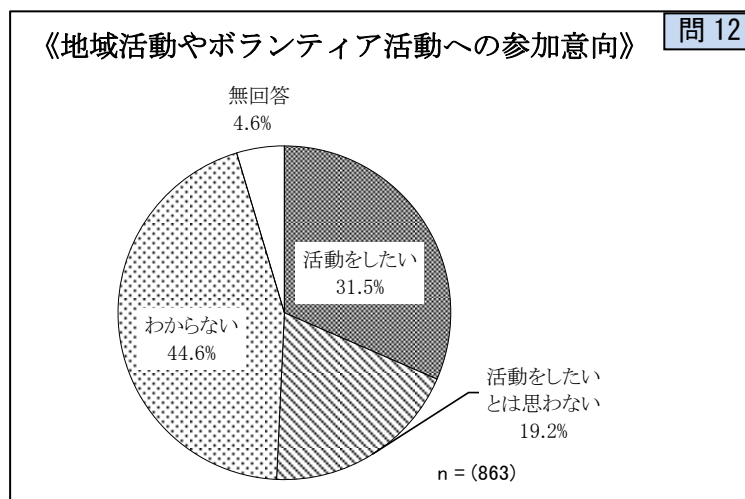
・活動している組織、仲間では、「NPO法人(特定非営利活動法人)や公益法人、ボランティア団体等の活動」(30.8%)が最も多く、以下「特定の趣味、スポーツ、学習等のサークル活動」(26.9%)、「地域福祉活動推進協議会(地域社協・福祉の会)における活動」(16.7%)の順となっている。



・活動に参加してよかったと思うことでは、「社会や他人の役に立った」(46.2%)が最も多く、以下「人的なネットワークや交流機会ができた」(30.1%)、「自分の向上、自信につながった」(23.7%)と続いている。



・地域活動やボランティア活動の活性化のために市や市民社協が行うべきサポートでは、「ボランティアに関する情報提供を充実する」(55.4%)が最も多く、以下「ボランティアが活躍できる機会を増やす」(34.3%)、「活動に対する助成など経済的に支援する」(31.6%)の順となっている。

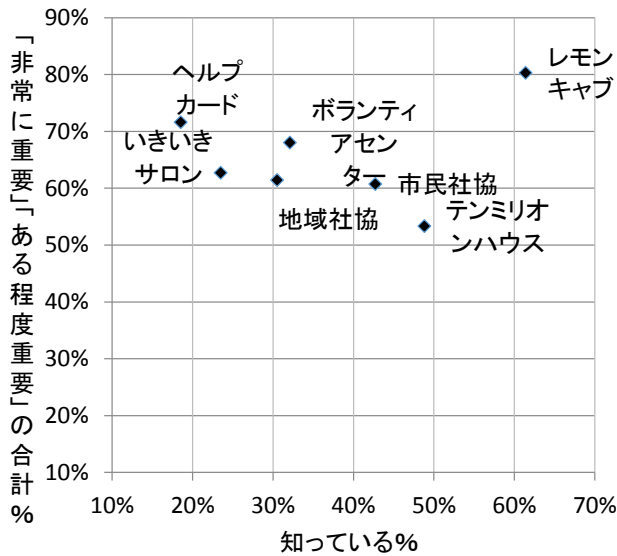


・地域活動やボランティア活動への参加意向では、「活動をしたい」(31.5%)が3割強、「活動をしたいとは思わない」(19.2%)が約2割となっている。

(4) 市が行っている事業について

《市内の施設・事業の認知状況と重要度の認識》

問 14

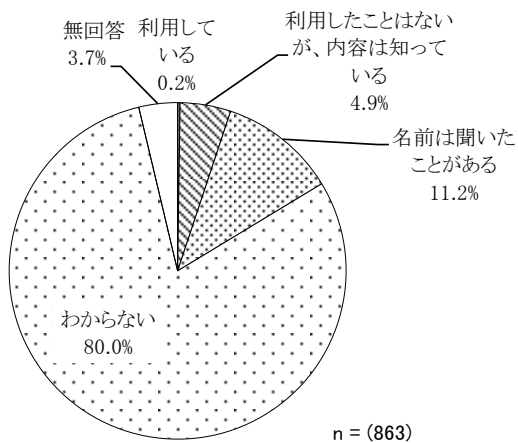


- 市内の施設・事業等の認知率では、「レモンキャブ」が61.4%で最も高く、以下、「テンミリオンハウス」(48.8%)、「市民社協」(42.7%)の順である。
- 「レモンキャブ」については、『重要』と思う人が80.3%と多くなっている。
- 「ヘルプカード」や「いきいきサロン」は認知率は低いものの、『重要』と思う人は60%以上と多くなっている。

レモンキャブ：バスやタクシーなど公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者・障害者の外出を支援するための移送サービス  
 いきいきサロン：概ね65歳以上の高齢者を対象に介護予防、多世代交流などのプログラムを含む活動を提供する場合  
 テンミリオンハウス：地域での見守りが必要な高齢者や児童に対して、柔軟・軽快にサービスを提供している福祉施設  
 武蔵野市版ヘルプカード：障害のある方が災害時や日常生活で困ったとき、周囲の方の配慮や手助けをお願いしやすくするカード  
 市民社協：地域住民や福祉施設・団体の参加と協力によって福祉のまちづくりを推進する民間福祉団体  
 ボランティアセンター武蔵野：ボランティアの相談窓口。ボランティアの依頼受付や活動先の紹介、ボランティア講座等を実施  
 地域社協(福祉の会)：支え合いのまちづくりを目指し、身近な地域で様々な福祉活動を進める住民組織

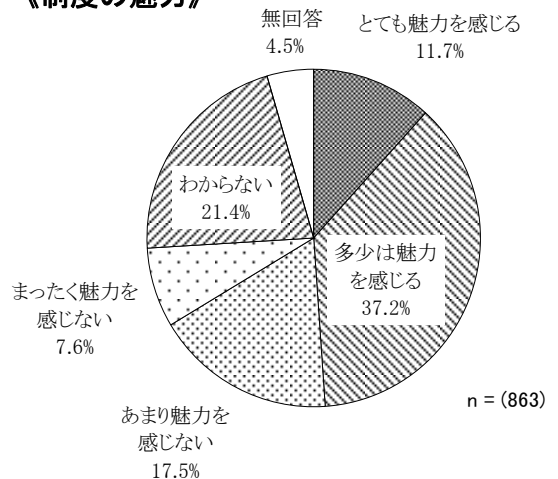
《シニア支え合いポイント制度の認知状況》

問 16 (1)



《制度の魅力》

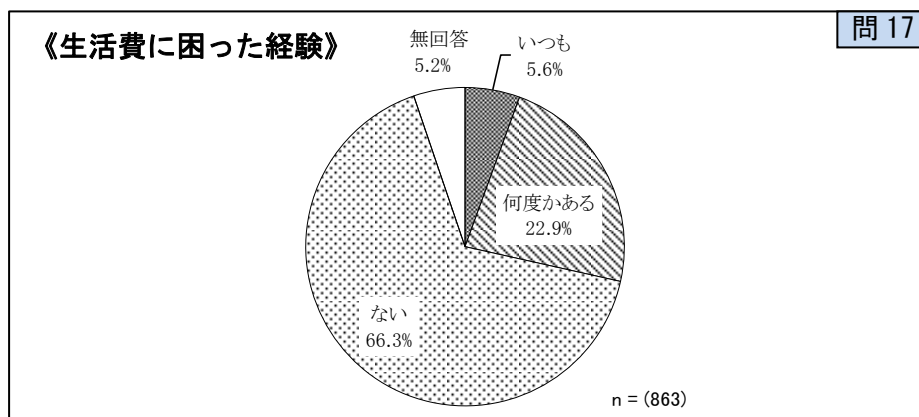
問 16 (2)



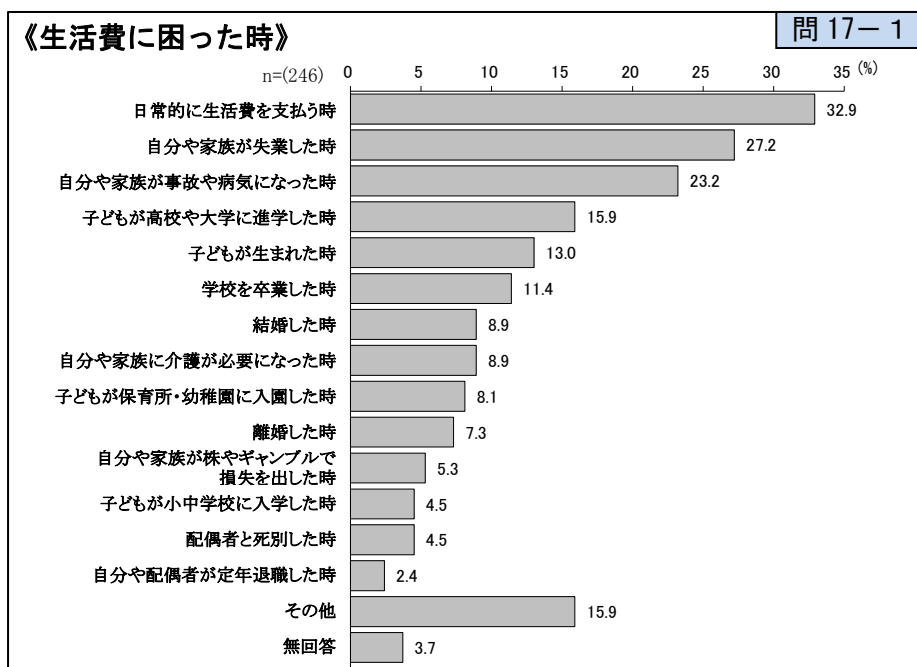
- シニア支え合いポイント制度の認知状況について、「利用している」(0.2%)と「利用したことはないが、内容は知っている」(4.9%)を合わせた『知っている』(5.1%)は1割未満。
- ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力について、「とても魅力を感じる」(11.7%)と「多少は魅力を感じる」(37.2%)を合わせた『魅力を感じる』(48.9%)は5割弱。

シニア支え合いポイント制度：高齢者の介護予防と、地域の互助を同時に推進するため、65歳以上の市民が一定の要件を満たした活動に参加した場合にポイントを付与し、ギフト券等に還元する制度。

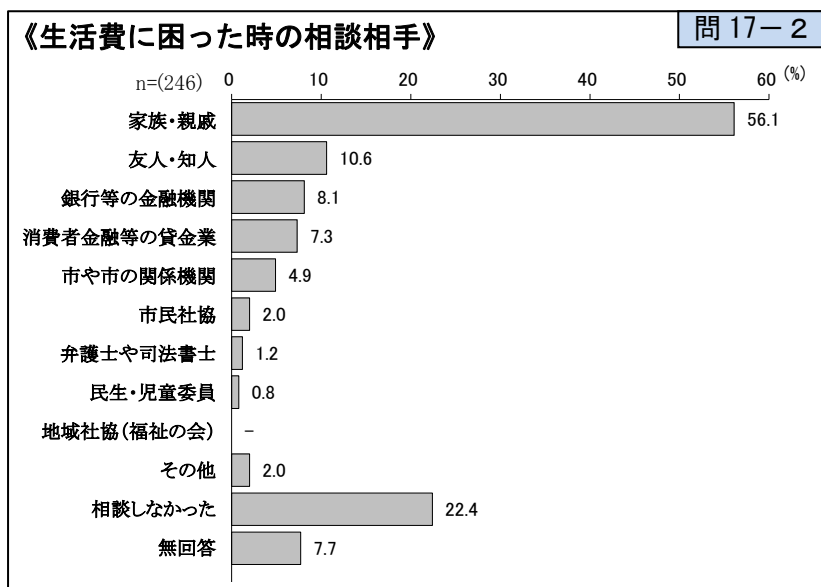
## (5) 生計や生活の困窮状況について



- 生活費に困った経験では、「いつも」(5.6%)が1割未満、「何度かある」(22.9%)が2割強である。



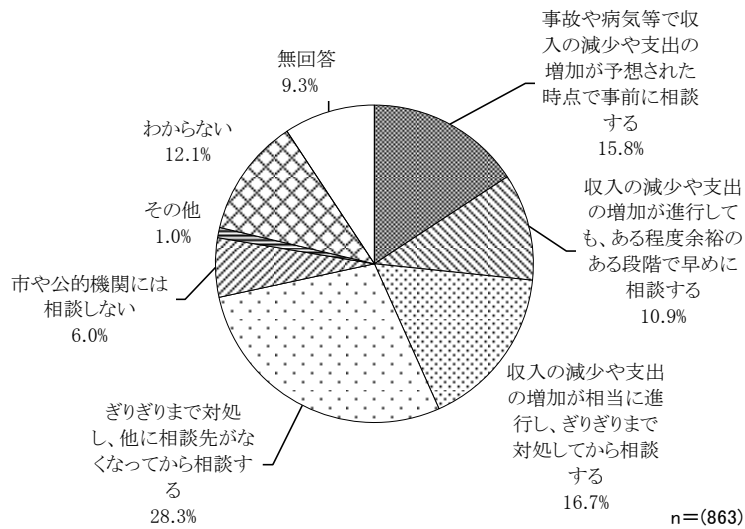
- 生活費に困った時では、「日常的に生活費を支払う時」(32.9%)が最も多く、以下「自分や家族が失業した時」(27.2%)、「自分や家族が事故や病気になった時」(23.2%)と続いている。



- 生活費に困った時の相談相手では、「家族・親戚」が56.1%で突出している。そのほか「友人・知人」(10.6%)、「銀行等の金融機関」(8.1%)となっている。一方、「相談しなかった」(22.4%)は2割強である。

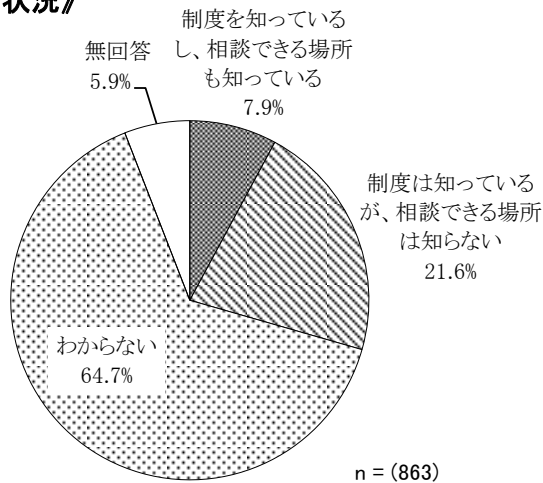


《生活費に困って市や公的機関に相談するタイミング》 問 18

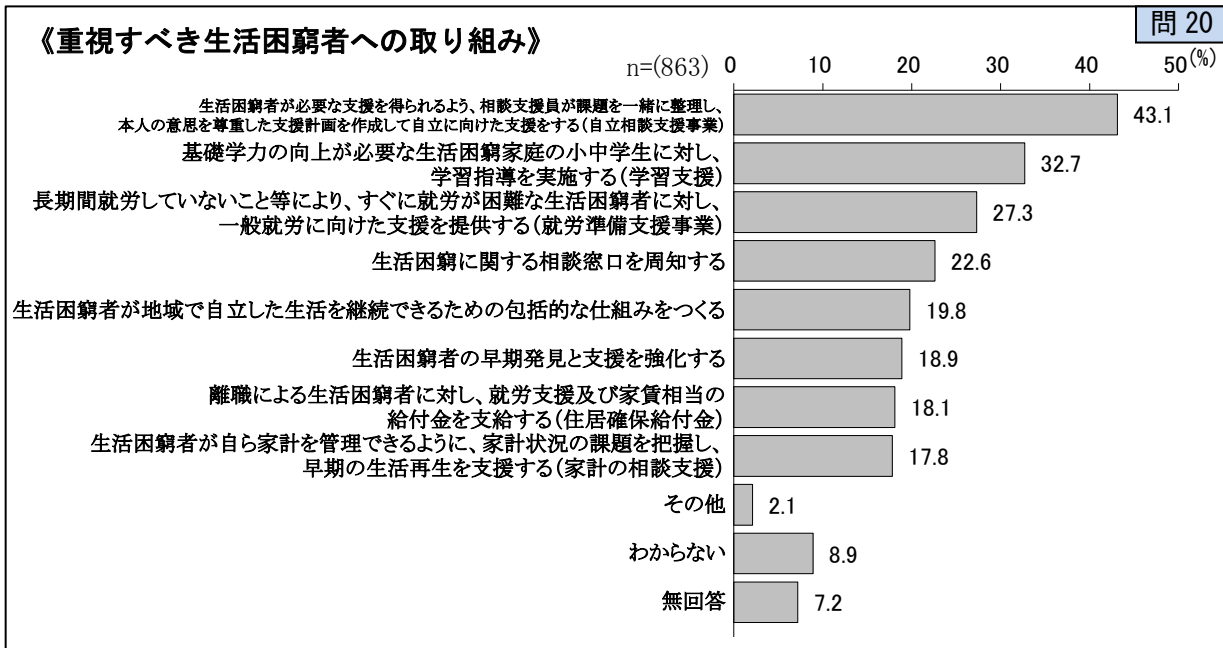


生活費に困って市や公的機関に相談するタイミングでは、「ぎりぎりまで対処し、ほかに相談先がなくなってから相談する」(28.3%)が最も多く、以下「収入の減少や支出の増加が相当に進行し、ぎりぎりまで対処してから相談する」(16.7%)、「事故や病気等で収入の減少や支出の増加が予想された時点で事前に相談する」(15.8%)の順である。

《生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況》 問 19

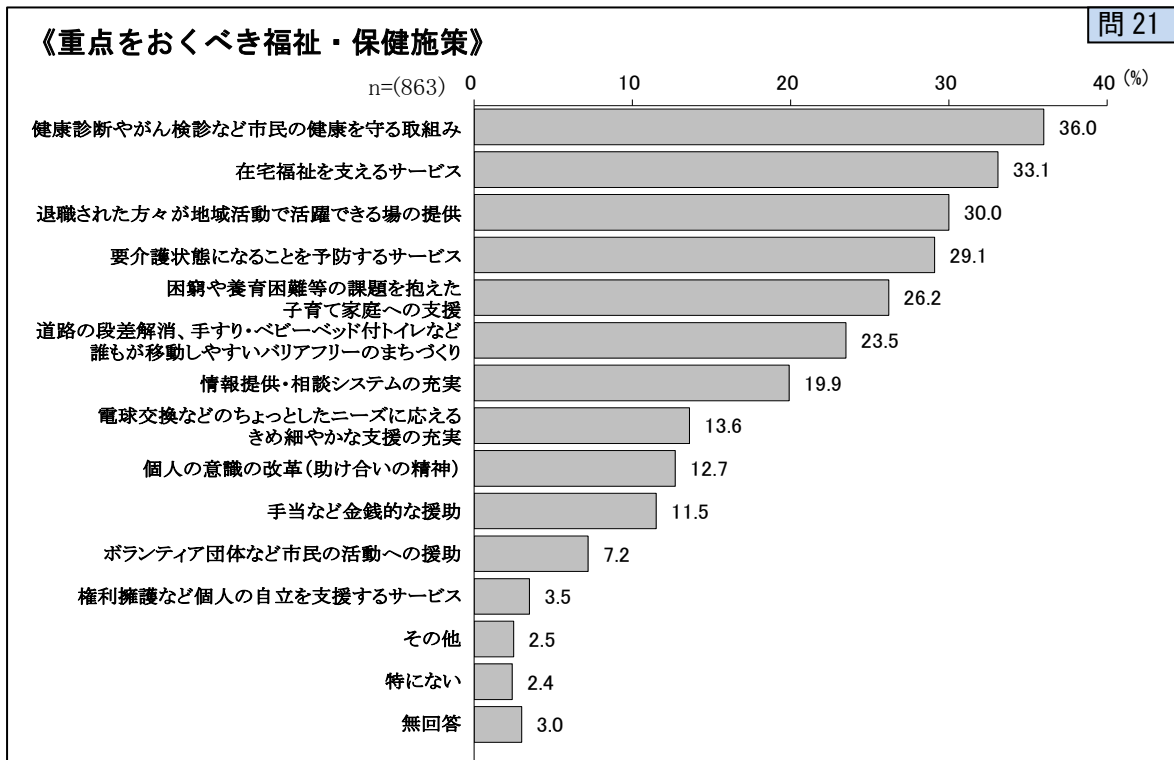


生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況では、「制度を知っているし、相談できる場所も知っている」が7.9%、「制度は知っているが、相談できる場所は知らない」が21.6%である。



・重視すべき生活困窮者への取り組みでは、「生活困窮者が必要な支援を得られるよう、相談支援員が課題を一緒に整理し、本人の意思を尊重した支援計画を作成して自立に向けた支援をする（自立相談支援事業）」(43.1%) が最も多く、次いで「基礎学力の向上が必要な生活困窮家庭の小中学生に対し、学習指導を実施する(学習支援)」(32.7%)、「長期間就労していないこと等により、すぐに就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた支援を提供する(就労準備支援事業)」(27.3%) となっている。

**(6) 今後の福祉・保健のあり方について**



・重点をおくべき福祉・保健施策では、「健康診断やがん検診など市民の健康を守る取り組み」(36.0%) が最も多く、次いで「在宅福祉を支えるサービス」(33.1%)、「退職された方々が地域活動で活躍できる場の提供」(30.0%) となっている。

## 資料 2

### 武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画の策定に向けた「地域福祉団体等ヒアリング」報告

#### 1. 実施概要

##### (1) 目的

武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画（主に地域福祉計画、高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画）を策定するにあたり、地域の福祉等に係る団体を対象に、市が直接ヒアリング・意見聴取を行う。

##### (2) ヒアリング対象団体

主に、地域福祉に関する現状、福祉における「共助」「互助」についての意見を聞くため、福祉関連団体等を対象とする。

- ・地域社協
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・武蔵野市赤十字奉仕団
- ・保護司会武蔵野分区
- ・テンミリオンハウス運営団体
- ・いきいきサロン運営団体
- ・レモンキャブ(運行協力員)

##### (3) 日時・場所・参加人数

エリア	日時	場所	参加人数
中央	6月 23 日(金) 午後 2 時～3 時 30 分	武蔵野総合体育館大会議室	16 名
東部	6月 28 日(水) 午後 6 時 30 分～8 時	武蔵野商工会館ゼロワンホール	26 名
西部	6月 30 日(金) 午後 3 時～4 時 30 分	武蔵野スイングホール・レインボ ーサロン	26 名

## 2. 意見

### 「支え合いの気持ちをつむぐ」

#### ○福祉学習・ボランティア学習の推進

意見	課題
・小中学生、若い人にボランティアを体験してもらうことが大事	・人材確保の取り組みの拡大が求められている。

#### ○様々な「場」（活動、機会など）づくりの支援

意見	課題
<p><b>【いきいきサロン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策そのものは素晴らしい。</li> <li>・居場所をつくると高齢者は集まる。</li> <li>・いきいきサロンで掘り起こしに成功(コミセンや福祉の会のプログラムに来ていない人が来ている)。</li> <li>・認知症になることが恐いので地域に身近な予防ニーズはある。</li> <li>・参加者には普段あまり話さないという人が多く、話す場を提供できている。</li> <li>・利用者が増加・定着(継続参加)。</li> <li>・自分たちが元気に過ごそうという目的で頑張っている。</li> <li>・参加者に「また来る」と言われてやりがいにつながっている。</li> <li>・参加者の心身の状態の改善がみられる(歩けるようになる、話すようになる)。</li> <li>・参加者の平均年齢が高い。</li> <li>・利用者が固定化。</li> <li>・元気なうちはよいが、元気でなくなっても、通いたいという方をサロン側から断ることは難しい。</li> <li>・要介護認定者も参加しているが、この先が心配。</li> <li>・認知症が見られる利用者への対応を懸念。今後増えていくと見込まれる。</li> <li>・場所の確保が問題。今の場所が使えなくなったら開催場所がない。</li> <li>・場所が狭く、参加希望者は多いがスペースの問題で対応できない。</li> <li>・市立施設を使えないのはやりにくい。</li> <li>・準備金が出るまで経費の立替が発生する。</li> <li>・お菓子代に予算が使えない。融通が利くと良い。</li> <li>・毎週行うのでプログラムを考えるのが大変(アイデア、他のサロンの情報が欲しい)</li> </ul> <p><b>【テンミリオンハウス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・親子への利用など高齢者以外の利用の検討</li> </ul> <p><b>【レモンキャブ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が増えると運行者も車両も必要になる。</li> <li>・安全向上のため講習等が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組成果・効果が認識されており、拡大・普及の促進が必要である。</li> <li>・運営資源の確保に対する支援が求められている。</li> <li>・ノウハウの共有、情報交換等の支援が求められている。</li> <li>・高齢化の進行及び、活動の継続に伴って、要介護認定者の新規受入・継続受入やそのための課題への対応、支援策の整備が求められている。</li> </ul>

○民生児童委員、赤十字奉仕団、地域社協の活動支援

意見	課題
<p><b>【地域社協】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント企画が奏功して集客できた。</li> <li>・拠点(事務局)がなく、行動が制約される。地域にPRする場が限定される。代表が個人宅で物を引受け預かっている。</li> <li>・担い手がない、不足。</li> <li>・役員の半数は民生児童委員。活動が増えて辞める人のほうが多い。</li> <li>・「若い人」ではなく、「新しい人」の発掘が必要。</li> <li>・行政が全てをやってくれるわけではない。</li> <li>・テンミリオンハウスやコミセンは報酬があるが、地域社協は役員の持ち出しが生じている。考えてほしい。</li> <li>・予算を削減された(活動量は変わらないので昨年並みの予算を)。</li> <li>・楽しい会には参加者が集まるが、教養講座では人集めが大変。</li> <li>・個人の力量に負うところが大きい。組織的に動くのは大変</li> <li>・場所の都合で受入に限界があるため、参加者が定着すると参加を遠慮する方が出る。より広く門戸を開いていくことが課題。</li> <li>・気軽に集える場は現状ではコミセン。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手を取り込むため、様々なことを行っているが、発掘の工夫が必要。</li> </ul>

○孤立予防の推進

意見	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・つながりをつくる、人と話すことが大事。</li> <li>・安心してどこでも受け入れられ、縁をつくれる地域、まちの中で挨拶できる環境をつくりたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の目線で孤立の状況が見えており、その対応推進が課題となっている。</li> </ul>

○安否確認及び避難支援体制づくりの推進

意見	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の会が避難所の担い手メンバーとなったが何をやってよいか分からない(担い手の講習・訓練等が必要)</li> <li>・都営住宅は独居高齢者が多く、訪問してもドアを開けてくれない。</li> <li>・災害時要援護者が増えている。確認が大変。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援体制は動き出したが、活動の更なる推進が必要。</li> </ul>

## 「誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる仕組みづくりの推進」

### ○地域連携協議会（仮称）による課題解決に向けた仕組みの構築及びネットワーク強化

意見	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字奉仕団と一緒に活動して知らないことが見えた。ネットワークが大切。</li> <li>・地域社協、いきいきサロン、保護司の会など、地域の中でどのようにネットワークを組むのか。</li> <li>・仲間同士で1つのグループになると広がりがなくなる</li> <li>・横の交流機会がない。</li> <li>・他の地域団体でどのような活動をしているかをみることも大事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民レベルの活動のネットワークの強化の重要性が指摘されている。</li> </ul>

## 「誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり」

### ○シニア支え合いポイント制度の検討

意見	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢を考慮してほしい。</li> <li>・制度の活動対象範囲が狭い(いきいきサロンに適用されない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント制度については、拡充が求められている。</li> </ul>

## 「住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備」

### ○福祉人材の育成

意見	課題
<p><b>【人材不足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職したばかりの人を狙って人材を確保。</li> <li>・人材確保が課題（高齢者は再雇用、若い人は仕事、ボランティアも有償/地域外に流れる）。</li> <li>・特に男性がいない。</li> <li>・運営の担い手確保が課題（ボランティアより重大）。</li> <li>・役員のなり手がいない。</li> <li>・民生児童委員は、定年や自己都合退職で減った際に、それを補う人がいないことで、欠員が発生している。</li> <li>・ボランティアにも有償の波。すべて無償での依頼は気が引ける。</li> <li>・頑張っている人に頼りすぎてはいけない。</li> <li>・年齢の「若い人」ではなく地域にまだ出ていない「新しい人」の掘り起こし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者再雇用や有償ボランティア等の広がり状況・動向を前提とした人材確保の方策と支援が求められている。</li> <li>・地域活動の中心的な担い手は複数の役割を兼務しており、負担が大きい。</li> </ul>
<p><b>【兼務負担】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人何役もこなさなければならない（どこも人材がいない）。</li> <li>・団体・会は違っても役員はほとんど同じ顔ぶれ（兼務）。</li> <li>・一人何役も担っていると、活動によって立場の使い分けが必要だが、一般の住民に活動側の立場は関係ない（日赤奉仕団として友愛訪問し、次に民生委員として募金をお願いすることは後ろめたさを感じる。無理すれば関係も崩れる）。</li> </ul>	
<p><b>【人材の高齢化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の高齢化。</li> </ul>	
<p><b>【担い手のケア】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尽くしているという満足感はあるが、休めないのが大変。担い手のことも考えてほしい。</li> </ul>	
<p><b>【若い人材の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人のボランティア参加を促進する社会のしくみ（例：ボランティア経験がないと大学を受験できない等の条件があれば若い人もボランティアをする）</li> <li>・ポイント制度（例：ポイントが将来優先的に老人ホームに入れる条件になるといった特典があると、若い人にもボランティアに来てもらえると思う）</li> </ul>	

## 事前に提出された意見・要望（要旨）

### 1 民生児童委員

#### ○活動の課題・問題点

- ・高齢者は増加している反面、民生児童委員のなり手が少なく、委員個々の負担が増えている。普及啓発活動をしているが、委員そのものや活動内容の理解が充分得られないことがある。
- ・最近個人情報保護法で行政等から必要な情報が得られず、地域での活動が難しくなることも。
- ・地域社協等他団体との関わり方が難しく、委員本来の活動があるので、地域社協を中心に活動できないことを理解してほしい。仕事をしていても活動できる体制にすることも今後の課題。
- ・欠員補助は大変だが、安易に決めず、近隣の信頼できる民生委員に確認することが必要。
- ・ボランティア活動では、女性は多いが男性は数少ない。60歳以上の男性を呼び込む策が必要。
- ・高齢者のみの世帯・独居が増えている。独居調査でも訪問拒否の方が増え、実態把握が困難。

#### ○担い手を増やす際に効果のあった事

- ・地域に出て、多くの地域の方々と知り合う。
- ・人材確保で、ボランティアでは特に厳しい。一人一人口説いて誘致するのが一番。
- ・青少協の活動等、機会がある事にPRしている。

#### ○市に支援・推進してほしい事

- ・元気な60～75歳を、市高齢者支援課地域担当アドバイザー（アルバイト）で採用してはどうか。

### 2 赤十字奉仕団

#### ○活動の課題・問題点

- ・団員の高齢化は、個々の負担増、退団増加とつながり、さらに負担増大する状況だ。
- ・活動の負担が多いので勧誘が難しい。
- ・メンバーの高齢化。新しく入る方はいるが、高齢で辞める方もいて、メンバーが増えない。40・50代の方は仕事をしており、昼間の時間帯は奉仕活動できず、入ってもらえない。

#### ○担い手を増やす際に効果のあった事

- ・友人に声掛けすれば入ってもらえることもある（同じ年代の方）。

#### ○市に支援・推進してほしい事

- ・研修旅行が重荷で行けない人も多い。全団員が一堂に集合して会食等する機会がほしい。話すことで理解できる事も多く、1年に1回そういう場がある事がモチベーションを保つ事になる。



### 3 地域社協

#### ○活動の課題・問題点

- ・①メンバーの固定化、高齢化 ②地域として取り組むべき「共助」の課題についてのメンバー間の討議不足 ③域内関係団体との提携がまだまだ不充分
- ・教養関係の講座は参加者が多い。役員が分担して運営委員等に参加を呼びかけている。
- ・新しい会員も増え「つながり」ができつつあり、大切に育てていきたい。
- ・共催のコミセン、町会等の行事、活動について更に地域づくりに励みたい。
- ・会員数はある程度いるが、新たに入会する個人会員が少なく、又、実際に動ける会員も少ない。
- ・少子高齢社会を迎え、福祉活動は増々重要だが、その支え手は 100%完全ボランティアで、善意による。社協に限らずですが、行政はそうした担い手の社会的位置付けや保障を考えるべき。
- ・介護保険制度の変化変更は抵抗しがたいが、その弱くなる軽度者支援の方法となる総合事業の地域での具体像を、自分の地域で共有したい。課題も問題も多様かつ多数。
- ・話題としては「新しい人に第1歩を踏み出してもらおうこと」「マンネリからの脱出(同じことが続いていると新しい人は入りにくい)」
- ・他団体との交流を始めたが、地域に関わりのある諸団体の所在がわからない。地図や一覧出来るものがあればいい。
- ・介護保険が導入されてから、(福祉制度が)難しくなったせいか、わからない人が多すぎる。もっと市民の理解を得るには、福祉の会でも考えてみる必要がある。周りは有料老人ホームの資料を集め、探している人がとても多い。

#### ○担い手を増やす際に効果のあった事

- ・役員の知己、コミセンの運営委員、マージャン教室等の行事への参加者から入会者を勧誘している。若年者は仕事等で難しい。団塊の世代に声かけし、数名の入会者を得た。
- ・PTA や青少協から福祉の会の担当として入った人に、残ってもらうよう声をかけている。
- ・様々な場や機会を通じて社協や福祉活動の PR をするが、公開情報だけでは人が集まらず、ほとんどが人間関係での声かけによる。考えられるのは、①日本はボラ活動がまだ非日常 ②必要な人に情報が届かない。
- ・「新しい人に気軽に話しかけ、体験を増やしてもらおう」「原点に戻る」「何かお手伝いをしましょうか?」「新しい知識を増やそう」といったことがキーワードではないか。
- ・お手伝い調査(アンケート)、日頃の回覧板活動、日常の子育て部会のひろばひよこ。高齢者サロンのあじさいひろばなどの活動が根を広げたとされる。
- ・若い人に「ちょっとでいいから手伝ってませんか」と声かけし、承諾いただいた。

#### ○市に支援・推進してほしい事

- ・現在行われる施策についての改廃も充分検討してほしい。
- ・小規模組織のため助成金が削減された。年間行事は従来どおり実施しているので削減前に戻してほしい。バス研修は人気があり、市のバスを借用しているが、片道半径 50 ㌔以内を 80~100 ㌔に延長してほしい。
- ・独居者と交流を図る手立てを支援してほしい。
- ・活動拠点の確立、特にコミセンの部屋を借りるのに苦労した。
- ・活動費が限られ、個人負担のケースも多いので、実態に即した予算配分を。
- ・団体の方から知りたいこと、困ったことができた時サポートしてほしい。
- ・各地域社協の会議に市職員の出席を。問題点・課題を共有して一緒に考えてほしい。
- ・テンミリオン施設を高齢者のためだけではなく、子どもの集いにも使わせてほしい。それだけにとどまらず、もっと各課、共通して使えるようにしてほしい。

#### 4 テンミリオンハウス

##### ○活動の課題・問題点

- ・現在、利用者の平均年齢は 78 歳。運営開始の 15 年前より平均年齢が上がり、デイサービス併用の方もいる。共助の場を目指しているが、「助けられる」方が主体となり、「助けてあげる」方が少なくなっている。
- ・限られた広さの中で、多くの講座を行い、来館者数を増す事を、ゆったりと一人ひとりに寄り添い向き合う事の大切さを実践しているが、評価委員の中には、内容より入館者数に着目する方もいて、矛盾を感じている。

##### ○担い手を増やす際に効果のあった事

- ・地域との関係を密にし、又、友人等に誘いかける。
- ・困っていること、人手が必要なことを正直に利用者に相談すると手を差し伸べてくれる。また昨年からは運営委員会を利用者・ボランティアと開いているが、建設的な意見をいただける。

#### ○市に支援・推進してほしい事

- ・大枠で事業内容は各団体に任せられ、やりがいもあり又責任も痛感する。物価上昇等に伴い、都の最低賃金が値上がり、人件費の割合が多くなっている中で、光熱水費の経費負担増が年間 10 万円以上かかっており、その分の補助が別枠であると運営上で非常に助かる。
- ・初期の段階の認知症(MCI)を本人・家族が認識し、進行が遅らせられるようなテスト・予防の場としても機能できる位置づけにしてほしい。もの忘れ外来からの出張診断等。

## 5 いきいきサロン

### ○活動の課題・問題点

- ・サロンの将来を見据えた時、後継者に不安がある。現在、サロンのスタッフは無償。人材不足で高齢者再雇用が考えられる現状では、スタッフのなり手が益々少なくなるのではと懸念する。
- ・専属スタッフを雇用する資金がない。
- ・高齢者との接点はあるが、他世代との接点の機会をどうやっていったらいいか。
- ・①開催場所が狭いため、人数を増やすことができない。②必要な物品類(名札、チェック表、小銭入れ他)を毎回持ち運んでいる。置くところがあると便利かと思う。
- ・出席者が5名以下だと補助金が出ない点が運営継続上、問題。天候や体調による欠席は必ずある為難しいのでは。5名以下でも運営費(補助金)をいただけませんか。
- ・会場が小さく、マットなどを使わず、椅子での活動をしている。ゴムとボールを1カ月交代で行っているが、予算もあり、何か追加できる道具をほしい。
- ・住宅地のため、あまり大きな鳴り物が使えない。

### ○担い手を増やす際に効果のあった事

- ・担い手となるメンバーが福祉の会、日赤奉仕団、民生児童委員の方がいて、地域情報が得られた。独居高齢者の把握などから声かけまで連携して取りくみやすい。
- ・地域社協の方々に協力をいただいているが、地域にサロンが増え、ボランティアさんの予定が合わなくなると、人手が足りなくなると予想される。
- ・後期高齢者が多く担い手は難しい。体操が終わると当番を決めて掃除はやっているが準備は若い方(60代は2名しかいない)と一緒にやっている。
- ・社協会員との協同事業とした。
- ・介護経験のある方たちがボランティアとして参加され、介護経験を通して得たことを、地域の方にフィードバックしてもらい、両者にとってメリットがあった。

### ○市に支援・推進してほしい事

- ・要支援、総合事業の卒業者と、ボランティア活動できる環境づくりを進めてほしい。卒業者の方々に、デイサービスでのボランティア活動をお願いしたが、反応が良くない。
- ・活動ができる広い場所を探している。
- ・準備金の後払いになるため、開設時に補助をいただけると嬉しい。
- ・提出書類の簡素化。補助金支給を早くしてほしい。
- ・活動の発表の場を作ってほしい。
- ・コラボレーションできる団体リストの作成。マッチングの支援。

以上